

平生町告示第37号

平成26年第6回平生町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成26年11月26日

平生町長 山田 健一

- 1 期 日 平成26年12月11日
- 2 場 所 平生町議会議事堂

開会日に応招した議員

松本 武士君

村中 仁司君

久保 俊一君

中川 裕之君

河藤 泰明君

淵上 正博君

細田留美子さん

柳井 靖雄君

河内山宏充君

平岡 正一君

岩本ひろ子さん

福田 洋明君

応招しなかった議員

平成26年 第6回(定例)平生町議会会議録(第1日)

平成26年12月11日(木曜日)

議事日程(第1号)

平成26年12月11日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第10 一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑
- 日程第11 委員会付託

本日の会議に付した事件

- 日程第2 会期の決定
- 日程第5 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第6 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第7 議案第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第8 議案第4号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第9 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第11 委員会付託

出席議員(12名)

- | | |
|------------|-----------|
| 1番 松本 武士君 | 2番 村中 仁司君 |
| 3番 久保 俊一君 | 5番 中川 裕之君 |
| 6番 河藤 泰明君 | 7番 淵上 正博君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |

10番 河内山宏充君

11番 平岡 正一君

12番 岩本ひろ子さん

13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君

書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			藤山 一人君

午前9時00分開会・開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより平成26年第6回平生町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、村中仁司議員、久保俊一議員を指名いたします。

日程第2．会期の決定

議長（福田 洋明君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から12月19日までの9日間といたしたいと思
います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、会期は9日間と決しました。

日程第3．諸般の報告

議長（福田 洋明君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布しております議会日誌のほか、地方自治法第
121条第1項の規定による本定例会における議案等の説明のため、出席を求めた者及び委任を
受けた者の職氏名の報告は、お手元に配布のとおりであります。

これをもって、諸般の報告を終わります。

日程第4．行政報告

議長（福田 洋明君） 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に行政報告を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

今年も正月に、大星山で御来光を迎えることができたと思っておりましたら、時は過ぎて、も
う師走の12月となりました。私にとりまして、特に今年は、改選の年でもありましたので、
月日の流れがとても速くもあり、また印象深い1年でもありました。

さて、ここにきて寒気も増し、本格的な冬の到来を告げているようであります。最近の気象は、
温暖化による異常気象の影響なのか、昨年とは打って変わって、今年の夏は冷夏となり、梅雨が
明けるとそのまま秋が訪れたような気がしておりまして、まるで春から夏を通り越して、秋、そ
して冬を迎えるというような感覚であります。

また今年も、8月の県東部の豪雨災害や広島県での土砂災害、そして御嶽山の噴火、最近では、
長野県北部の地震、徳島県西部の大雪被害等々、全国で豪雨や台風、火山噴火や地震など、自然
災害の被害が多発した年でもありました。本町においては幸いにして豪雨や台風による大きな被
害もなく、胸をなでおろしているところですが、いかなる災害に対しましても、初動体制が大切
であります。危機管理意識を常に持ちながら、対応していきたいと考えております。

さきの臨時会におきましても述べさせていただきましたけれども、先月の平生町長選挙におき

まして、5期目の当選を果たすことができました。改めて、議会の皆様の御指導、町民の皆様の御支援に、心から感謝を申し上げます。本日、12月11日、きょうからが5期目の任期となりますが、改めてその責任の重大さに身の引き締まる思いがいたしております。初心を忘れることなく、全力で職務に専念してまいり所存でございますので、これまで同様に、変わらない御指導と御鞭撻のほど、よろしくお願い申し上げます。

そうしたさなか、定められました平成26年第6回平生町議会定例会を開催をいたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、御多忙中にもかかわらず全員の御出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは行政報告に入ります前に、本町の施策にかかわります国の予算編成の動向や地方財政について、触れてみたいと思います。

財務省が8月30日に締め切った平成27年度の予算編成に向けた各省庁からの一般会計の概算要求の総額は、101兆7,000億円で、要求額とすれば過去最大となり、初めて100兆円を突破しております。これは、安倍政権が政策の目玉として打ち出した人口減対策や、地方対策に多くの要求が集まったことによるものでありますが、各省庁の予算要求では、例えば、公共事業を初め、社会保障などの関連経費については、軒並み要求額が増加をいたしております。高齢化が進んで、医療や介護などの社会保障費がふえるほか、地方対策などに優先的に予算をつける特別枠を設けたことで、要求総額が膨らんだものであります。財務省がこれらの要求額を査定し、圧縮を行うことにいたしておりますが、概算要求の査定で5兆円以上削れない限り、過去最大の予算規模となる状況となっております。

国と地方を合わせた借入金残高が1,000兆円を超える状況の中、今後、財政再建と経済成長の課題にどう対処していくのか、地方自治体としても注視をしていきたいと考えております。

地方財政につきましては、国の策定した「経済財政運営と改革の基本方針2014」及び「中期財政計画」において、平成26年度の地方財政計画の水準を下回らないように実質的に同水準を確保することとしているところであります。また、平成27年度予算においては、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設け、この中で「地方創生」について、優先課題推進枠を設けて措置することとされております。

しかしながら、地方自治体で一番影響のある地方交付税については、総務省の概算要求では、自治体への配分となる出口ベースの額が約16兆450億円でありまして、前年度対比で約8,400億円の減少となっております、率にして5.0%の減少となるものとなっております。

こうした中、先月、首相は、来年10月に予定していた消費税10%の増税を1年半延期することを決定し、21日に衆議院を解散、12月2日に公示され、目下この14日投票で総選挙が実施をされているところであります。

しかし、地方の現状は、いわゆる「アベノミクス」の成果が全国津々浦々まで行き届いておらず、また高齢者人口の増加による生産年齢人口の減少などの影響により、地方財政収入が鈍化あるいはまた団体によっては減少している状況であります。今後の財政需要につきましても、社会保障関連経費の自然増や公債費が高い水準で維持しており、加えて、本年4月に実施された消費税増税がどのように地方に影響してくるのかなど、依然、不透明な状況となっているところであります。

こうした国の状況ではありますが、去る11月25日、本町の平成27年度予算編成方針を示し、あわせて財政状況の説明を行ったところであります。基本方針としては、「第四次平生町総合計画」の実施計画書の着実な実践による効果を検証し、後期計画策定につなげるための「まちづくり」を推進していく予算編成とすること。また、将来にわたって持続可能な財政構造を構築し、重点施策の着実な実施を担保とするために、第五次行政改革大綱の実施計画の着実な実践による財源確保や、本町を取り巻く環境の変化や町民のニーズを的確に反映した、効率的かつ効果的な予算編成とすることを指示したところであります。

なお、本町の具体的な予算編成に当たりましては、現在の国の予算編成作業が不透明な状況の中ではありますが、今後、国の動向を注視し、的確な情報収集を行い、対応に遺漏なきよう努めてまいりたいと考えております。

次に、全国町村長大会について触れておきます。

私は、町長選挙の直後ではございましたが、去る11月19日に東京で開催された全国町村長大会に出席してまいりました。全国から928町村長が出席をしての大会では、安倍首相を初め、多くの国会議員の来賓が駆けつけられ、全国町村会の藤原会長は、挨拶で「町村において人口減少の克服、地方創生の推進は待ったなしの課題であり、政府の政策展開に期待するとともに、町村長も政府の取り組みと連携し、みずからの地域の将来はみずからが決めるという決意を新たに、直面する困難な課題に積極果敢に取り組んでいこう。」と述べられました。

この大会において「地方分権改革を強力に推進すること」を初め、「歳出特別枠及び別枠加算を堅持するとともに、交付税率を引き上げ、地方交付税等の一般財源総額を確保すること」、また「都市と農山漁村の共生社会を実現すること」などの決議をいたしました。あわせて「地方創生の推進に関する特別決議」など、満場一致で採択されたところであります。これらの決議、特別決議、34項目の要望事項を実現するため、全国町村長が一丸となって取り組んでいくことも決定したところであります。

私といたしましても、今後も地方の声を議会の皆様と連携をして、国に対しても強力に要請していきたいと考えておりますので、引き続き、御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、9月定例会以降の「行政報告」をさせていただきます。

まず、協働のまちづくりについて御報告をいたします。

宇佐木地区の取り組みにつきましては、9月26日に「宇佐木の地域づくりを考える懇談会」が開催され、地域づくり計画が策定されたところであります。この計画をもとに、既に12月6日から、地域内一斉清掃を皮切りに、さまざまな課題の解決に向けて活動が開始されております。

大野地区の取り組みにつきましては、9月以降、設立準備委員会等で協議が4回開催され、11月29日には、「大野コミュニティ協議会設立総会」が開催されました。今後、地域づくり計画の策定に向けて、取り組みが進められる予定であります。

その他の地区の取り組みについては、曽根地区においては、9月以降、設立準備委員会や役員会、また広報委員会等での協議を6回開催し、11月28日には周南市の大道理地区への先進地視察が実施され、12月9日には地域づくり懇談会が開催されております。

まちむら地区につきましては、9月以降、設立準備委員会での協議が5回開催されておりました。11月14日には、「まちむらアンケート・チラシ」も配布をされております。

豎ヶ浜地区につきましては、9月以降、毎月1回のペースで設立準備委員会が開催されております。

佐賀地区につきましては、10月22日に佐賀地区自治会連合会が開催された後、11月20日に第1回の設立準備委員会が開催され、12月17日には役員会、そして来年の1月15日には2回目の設立準備委員会が開催される運びとなっております。

このように、町内全ての公民館単位において、協働のまちづくりの動きが進められておりました。それぞれの地域の実情に沿った課題解決に向けての取り組みが加速することを期待しているところであります。

次に、まち・むら地区合同防災訓練について御報告をいたします。

10月26日、まち・むら地区において、33自治会から約500人の参加を得まして、津波を想定した避難訓練を実施いたしました。各自治会ごとに、高台を想定した5カ所の緊急避難場所 玖珂島神社、野島神社、ひらお保育園、ホームタウン平生、沼八幡宮へ避難した後、消防団員によるミニ講習会を開催いたしました。その後、約130人の希望者が、主会場である体育館周辺に移動して、3班に分かれての初期消火訓練、簡易担架作成指導、車いすの押し方の指導や防災士による防災講座を実施いたしました。最後に、炊き出し訓練として、ハイゼックス袋を使用した災害用炊飯がつくられ、参加者全員に配布して試食を行ったところであります。

訓練後の11月6日には、参加をされました自治会長さんに集まっておきまして、意見交換を行い、訓練当日などの反省点などについて出しておきまして、次回に生かせるように協

議を行ったところであります。この訓練の成果や反省点などを参考にして、今後の防災訓練の充実、さらなる地域防災力の向上を目指していきたいと考えております。

次に、柳井地区広域行政連絡協議会の取り組みについて御報告を申し上げます。

去る9月28日、柳井クルーズホテルにおいて、柳井地域での定住促進と少子化対策を目的とした婚活イベント「サザンセットカップリングパーティー」を開催をいたしました。男女計151名の申込者の中から各40名を抽選で決定をし、1対1の全員トークやグループに分かれてのスイーツ製作体験などに、真剣かつ楽しみながら参加をいただき、4組の相思相愛カップルと7組のお友達カップルが誕生いたしました。今後、おつき合いを通じて本地域での新たな人生を歩まれていくことを期待をいたしております。協議会では、来年度も引き続き、この取り組みを進めていくことを確認をしているところであります。

次に、旧平生・宇佐木両保育園の施設後利用計画に係る取り組みについて、御報告を申し上げます。

旧平生保育園の土地及び建物については、9月議会において御議決をいただきまして、医療法人ふじわら医院へ無償貸し付けし、児童福祉施設の拠点として生かしていくこととなりました。

現状においては、町が事業主体の「ことばの教室」を10月から毎週月曜日と金曜日の週2回、ふじわら医院の言語聴覚士の指導により開始しておりまして、現在、約8名の乳幼児が指導を受けておられます。

また、11月中旬には、当該施設の一部改修工事 壁、天井、床等の張りかえなどを進めておられましたが、準備が整い、12月から柳井市にある児童発達支援・放課後等デイサービス事業所「あおぞら」を平生町へ移転して開所されております。

さらに、児童発達支援センターの開設に向けての準備が進められておりますが、県との許可申請協議、及びスタッフの準備等で期間を要することから、今のところ、来年3月の開設を目標に準備が進められているところであります。

今後とも、全ての子供の健やかな成長に向けて、子育て支援の体制の整備や、育児不安の軽減などを目的として、少子化対策・子育て支援を推進してまいります。

なお、旧宇佐木保育園の後利用につきましては、宇佐木コミュニティ協議会から、グラウンド用地を子供の遊び場として、また行事の際の駐車場用地として有効利用したい旨の申請がありました。町としては、御要望どおり地元の皆様に有効に御利用いただきたいと考えておるところであります。

以上で、行政報告を終わります。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、教育委員会に関する報告を教育長から求めます。高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） おはようございます。

それでは、9月定例議会以降の教育行政についての進捗状況や経過について御報告申し上げます。

まず、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価」についてでございます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律により、教育委員会は、毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に対する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表しなければならないこととなっています。本町では、昨年度からこの取り組みを始め、点検、評価、公表したところであります。今年度からは、昨年度の内部評価に加え、客観性を確保するために、外部評価委員による評価にしました。今回は、点検・評価の対象を平成25年度平生町の教育の努力点及び各課の基本的な考え方における教育委員会所管の重点事項等とし、平成25年4月から26年3月までを対象期間として、25事業について点検・評価を行い、現在、報告書の最終調整と取りまとめを行っているところであります。

続いて、佐賀小学校の複式学級について申し上げます。

まず、現状でございますが、国の学級編制の基準は、第1学年を含む2つの学年の児童で編制する学級は8人以下、第1学年を含まない2つの学年の児童で編制する学級は16人以下となっています。これを、今年の佐賀小学校の児童数に当てはめると、3年生と4年生の合計が15人となり複式学級となるものでありますが、特例によりまして、6学級編制となって、複式学級化を免れているものであります。

しかしながら、新年度におきましては、1年生から順に13人、4人、11人、7人、8人、19人という構成予定となり、2年生と3年生、4年生と5年生の学級が複式となることが予想されるものであります。国の基準や県の特例措置等に流動的要素もあり、必ずしも確定しているわけではありませんが、現状での想定もしながら、既に教育委員会会議では報告もし、認識をいただいているところであります。今後、県に向けて特例の措置のお願いなど、鋭意努力してまいります。中でも保護者や地域との情報共有も図りながら、補正予算などによる環境整備ともども準備をしているところであります。

次に、スポーツ行事についてであります。

11月9日の恒例の駅伝競走大会は、残念ながら、雨天のため3年連続の中止となりました。子供たちの健康に配慮しての措置ではありますが、来年こそは、平生路を元気いっぱい駆け抜けてほしいものです。中学3年生にとっては、中学生生活最後の駅伝でありましたが、平生中のゼッケンをつけて走ることは叶いませんでした。そのエネルギーを来春の進路選択において、大いに発揮してほしいものと思っています。

また、平和祈念周南駅伝競走大会につきましては、昭和27年にスタートした歴史ある一大ス

ポーツイベントでありましたが、近年の参加団体の減少等、諸般の事情により、非常に残念なことではありますが、今年度以降休止することとなりました。

以上をもちまして、教育行政の報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、行政報告を終わります。

日程第5．議案第1号

日程第6．議案第2号

日程第7．議案第3号

日程第8．議案第4号

日程第9．議案第5号

議長（福田 洋明君） 日程第5、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算から日程第9、議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの件を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） それでは、御提案をいたします予算4件、条例1件の議案につきまして順を追って御説明を申し上げます。

議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算であります。今回の補正額、歳入歳出それぞれ5,872万3,000円を追加いたしまして、予算総額は51億743万4,000円となるものであります。

まず、歳出の主なものを、費目順に御説明申し上げます。歳出につきましては、12ページからでございます。

税務総務費の償還金、利子及び割引料では、主に個人住民税申告による還付金の見込みにより、町税還付金を増額するものであります。

賦課徴収費の委託料につきましては、地方税法の改正により、軽自動車税率変更に伴う課税プログラム改修に要する経費を追加するものであります。

13ページの戸籍住民基本台帳費の委託料では、出入国管理及び難民認定法の改正に伴う住基システム改修を計上いたしております。

14ページの社会福祉総務費の繰出金については、財政安定化支援事業確定により、追加するものであります。

障害者福祉費では、委託料の日中一時支援事業と移動支援事業につきましては、利用状況等を勘案し、追加するものであります。また、負担金の障害福祉サービス費につきましても、実績見込みによりまして追加するものであります。

15ページの保育所運営費では、実績見込みにより、法人保育園保育の委託料を増額するもの

であります。また、保育緊急確保事業の保育士等処遇改善臨時特例事業といたしまして、補助金を新たに計上いたすものであります。

17ページの清掃費では、佐合島のし尿収集用ミニバキューム修理に要する経費を追加するものであります。

農業委員会費では、農地台帳が法定化されたことに伴う農地・農家基本台帳システム改修委託料を新たに計上いたしております。

18ページの林業総務費では、鳥獣害防止対策地域活動支援事業補助金につきましては、実績見込みにより追加するものであります。

漁港建設事業費の繰出金は、漁業集落環境整備事業特別会計の補正に伴いまして増額するものであります。

20ページの河川維持改良費では、燃料価格の高騰等により、燃料費を追加計上いたすものであります。負担金補助及び交付金におきましては、曾根排水機場の水位計の更新等の追加実施に伴い、これに要する負担割合に応じて増額するものであります。

下水道整備費の繰出金は、下水道事業特別会計の補正に伴い、増額するものであります。

21ページの小学校費の学校管理費では、佐賀小学校の備品購入費を計上いたすものであります。

社会教育総務費につきましては、文化財保護事業に伴う町補助金として、神護寺毘沙門天像修復及びどんでん押山に交付するため計上しておりましたが、ともに中止となったため、減額するものであります。

22ページの公民館費では、中央公民館のトイレ改修を予定しておりましたが、今後の耐震化工事とあわせて実施したいと考えておりますので、減額するものであります。

23ページの上水道企業費では、水道料金低減対策事業補助金につきましては、確定によりまして減額するものであります。

続きまして、歳入について、御説明申し上げます。前に戻りまして、8ページからでございます。

固定資産税については、主に償却資産の新規設備等の増加により、増額するものであります。

8ページから10ページにかけての国庫支出金や県支出金につきましては、歳出で御説明した各事業の特定財源であります。それぞれ確定や見込みにより、増額又は減額をするものであります。

10ページの寄附金は、眞工金属株式会社からの特定寄附金で、図書館の図書購入費に充てるものであります。

11ページの町債の河川債につきましては、事業費の追加により起債発行額を増額するもので

あります。

小学校債については、充当事業費の減少により、30万円を削減し、社会教育債についても同様に、充当事業費の減少により、170万円を減額するものであります。

なお、27ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第2号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正額は1,173万2,000円を追加いたしまして、予算総額は、19億6,547万9,000円となるものであります。

歳出につきましては、7ページからであります。

保険給付費の療養諸費では、実績見込みにより、一般被保険者療養給付費は減額、退職被保険者等療養給付費は増額いたすものであります。また、高額療養費につきましても、実績見込みにより増額いたしております。

8ページの諸支出金の一般被保険者保険税還付金及び一般被保険者還付加算金につきましては、過年度の還付件数が増加したため、それぞれ今後の還付見込みを含めて追加計上いたすものであります。

前に戻りまして、6ページの歳入でございます。

療養給付費交付金については、確定見込みにより増額いたすものであります。

一般会計繰入金につきましては、確定に伴い財政安定化支援事業費を増額いたしております。

続きまして、議案第3号平成26年度平生町下水道事業特別会計補正予算について、御説明申し上げます。今回の補正額は2,604万円を減額いたしまして、予算総額は、7億2,877万4,000円となるものであります。

歳出については、8ページでございます。

下水道管理費では、消費税額の確定により、公課費を追加いたしております。

下水道整備費につきましては、国庫補助金の減額に伴いまして、工事請負費を減額いたすものであります。

歳入については、7ページであります。

国庫補助金につきましては、確定に伴い減額をいたすものであります。

町債の下水道事業債は、事業費の減少により減額をいたすものであります。

11ページに地方債に関する調書を添付いたしておりますので、御参考に供していただきたいと思っております。

続きまして、議案第4号平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算について御説明申し上げます。今回の補正は31万8,000円を追加いたしまして、予算総額は8,

957万1,000円となるものであります。

歳出については、7ページでございますが、料金上昇により今後の見込みもあわせて、電気使用料を増額いたすものであります。

6ページの歳入でございますが、分担金及び負担金につきましては、確定見込みによりまして増額いたすものであります。

また、歳出の増額に伴いまして、一般会計繰入金を増額いたすものであります。

以上をもちまして、予算4件の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例につきましては、社会保障審議会医療保険部会において、産科医療補償制度の余剰金が約800億円程度生じる見込みであることから、同制度の掛金水準の引き下げが決定をされまして、健康保険法施行令及び同法施行規則が改正されたことに伴いまして、見直しをいたすものであります。

改正の内容につきましては、同法施行令及び施行規則において改正されました制度の掛金水準の引き下げ額に基づきまして、同制度に加入している分娩機関で分娩をする場合に、出産育児一時金の基本額に加算する額を3万円から1万6,000円に引き下げるとともに、基本額を39万円から40万4,000円に引き上げることによって、加算後の支給総額を42万円に維持するものであります。

なお、施行期日につきましては、同法施行令及び施行規則の施行日に合わせて、平成27年1月1日といたします。

以上をもちまして、本日御提案を申し上げます議案の提案理由説明を終わらせていただきます。

なお、説明不足の点もあろうかと思いますので、皆様の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えをいたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただき御議決を賜りますようお願い申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第10．一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑

議長（福田 洋明君） 日程第10、一般質問・行政報告及び提出議案に対する質疑を行います。

まず、一般質問を行います。質問の通告順により順次発言を許します。岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） それでは、通告いたしました質問をさせていただきます。

まず、1番に財政分析による財政計画の今後の見通しについて、2点お伺いいたします。

まず、1点目に将来負担比率等の見込みについてですが、財政残高が町の財政に大きな負担を

かけています。この度合いを示す指標として、将来負担比率という指標があります。将来負担比率とは将来負担しなければならない負債の割合のことで、数字が大きいということは将来世代の負債が大きいこと、財政が不健全ということになります。

そこで、平生町では、平成22年度には負担比率が190.90%で、全国で人口や産業構造が同じ状況にある同じような類型の62の町の中で、当町は最下位となっております。平成23年は187.20%で下から3位、平成24年度は189.60%でまた最下位になり、平成25年度は182.3%と少なくなっておりますが、まだデータが出ておりませんが、その数字を24年度に当てはめたとしても最下位です。全国平均としては110.4%であり、平均値よりはるかに悪く上回っております。そこで、この状況について町長はどのように受けとめられるのでしょうか、お伺いいたします。

2点目に、当町の財政は全てクリアして健全財政とあるが、財政基金を取り崩してのやりくりでは、いつかは行き詰まるのではないのでしょうか。将来負担比率を軽減するためにも、財政収入をふやしていくことが必要と考えますが、具体的な計画はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 一つは、財政分析による財政状況について、将来負担比率について、まず1点の質問でございます。

御承知のように、平成19年度決算から、この財政指標について、健全化判断比率というものが導入をされまして、4つの財政指標が公表していくことになりました。その中の一つに、今の将来負担比率があるわけでございますが、要するに、将来負担すべき負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率がどうなっているかということで、このパーセントがはじき出されております。それだけ借入金が多い、そしてまた、それに充てる将来の充当財源がどうなのかということによって判断をされていくということになります。

この導入をされたときは、平生町は225.5、平成19年度。その後、200を割って190、そして、平成25年度は、今もありましたが、182.3に今下がってきております。これは、350が危険ゾーンということで、350%を超えたら早期財政の健全化計画を立てて対応していかなきゃいけないということでございますが、350というのは、大変なこれは数字ですが、今、182まで下げてきております。この導入される前はもっと高かったのではないかというふう思っておりますが、これだけ新規町債の発行をブレーキをかけながら、何とか抑制をしながら、地方債残高を減少させていこうという取り組みを、これは一生懸命、皆、財政当局を含めて頑張って取り組んでまいりました。その努力の結果がこういうふうに関、減少し始めてきておるとい状況です。

地方債の償還というのは、20年、30年とこういうことですから、すぐ短期でどうこうということにはなかなかありません。中長期的な取り組みで対応していかざるを得ないということですから、これは引き続き、できる限り新規の借入れをできるだけ抑えながら、これをきちっと借金を返していくというのを取り組んでいかなきゃいけないというふうに思っております。

それから、財政収入ということで、財源確保ということだというふうに思いますが、財源確保は大きな課題であります。先ほども申し上げましたように、なかなか町税あるいは普通交付税、こういったところは不透明なところがあるということでありまして、一方では社会保障経費はどんどん膨らんでいくと、こういう状況の中で、財源を確保しながら町民の安全安心を守る諸事業を展開をしていかなきゃいけないということでもありますから、一方では新規の当然起債も借りていきながら、そして同時に借金も返済をしていきながら、そして事業も展開をしていくということですから、これまた大変なやりくりをしながら今やっておりますが、何とか自主財源をしっかりと確保していけるように、引き続きこれらに取り組んでいかなければいけないというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 町民としては将来の不安を感じておりますし、具体的な計画、こういうふうに計画を立ててやるという指標があれば、安心ができるかもわかりませんが、平生町に住みたくても仕事がなく住めない、町外に仕事を求めて出て行く人という状況が既に起こっています。不安要素が多いこのごろ、少しでも町民の負担が少なくなるよう、また魅力あるまちづくりを早急に取り組むべきだと思います。

また、こういう負担比率のある不安のある町では、平生へ行って住もうとか、そういう考えは持たれないと思いますので、早急に取り組むべきだと思います。そういう点では、町長は、安心できる目標というか、そういうものを提示できますでしょうか、お伺いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） とにかく、こういう財政が厳しいけれども、着実に改善に向けての取り組みは展開をさせていただいております。不安を嘆いてばかりいたのでは前に進めませんから、しっかりこれは我々も力いっぱいこの財政の健全化に向けての取り組みというのは、町の一つの大きな柱になっておりますから、引き続きこうした取り組みは進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） ぜひ町財政をふやすことに、節をお願いいたしまして終わらせていただきます。

それでは、次の質問に入らせていただきます。町指定避難場所の再点検について、お伺いいた

します。

町指定避難場所の安全性についてですが、先日、まち・むらの南海トラフ地震想定避難訓練が実施されました。そこで、町指定の避難場所の1つに5つの自治会が避難し集まったところ、その場所には約100人くらいの参加者がありましたが、その場所は、もう既にそこでいっぱいとなりました。実際、ここへ5つの自治会をあわせて集まれば650名の町民がおられます。到底無理な場所です。また、そこに行く場所も道も狭いのに安全場所とは思えません。そんな場所を指定避難場所として、どうして決められたのか、お伺いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 避難訓練に関連をして、町の指定の避難場所についての御質問ですが、町では今、町内の公共施設、学校施設等々24カ所を、今、避難所として指定をいたしております。

今回は、先ほど言いましたように、いろんなすぐ近くで避難できるところを、場所を設定をして避難所としたようなところもありますし、町の指定の避難場所については、しっかりその安全性を確保して取り組んでいこうということで、いろいろそれぞれの災害に対応した、地震とかの場合は耐震度がしっかりあるような、あるいは高いところでしっかり洪水とか津波とか高潮に対応する、あるいはまた土砂災害等々、災害のそれぞれ状況に応じて、それぞれの避難場所を活用していただくということになると思っています。

その人数の、今、何人集まってという話がありましたので、それについては、総務課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 羽山総務課長。

総務課長兼選挙管理委員会事務局長（羽山 敦紀君） ただいまの御質問でございますけども、町長の行政報告にもございましたように、10月26日に平生のまち・むらの合同防災訓練を実施いたしました。その際に、近くの高台にまず一時的に避難しようということで、5カ所の高台であろうところをこちらで指定したといいますが、まず一時的に逃げてくださいよということを説明いたしました。

これにつきましては、先ほどもありましたけども、玖珂島神社、野島神社、それから新しいひらお保育園、そしてホームタウン、また沼の八幡様という5カ所を指定させていただきました。これにつきましては、実際に訓練をしていく中で、皆さんが本当にそこで安全なのか、また、もしもそういった想定外の、今想定が3.8メートル程度の津波ということになりますけども、それが5メートル、10メートルになったらどうするかということも考えながら、日ごろから自主防災組織において取り組んでもらいたいということのまず手始めとして、こういった平生まち・むらの全体の防災訓練を実施させていただきました。それを一つの契機として、またそれぞれの自

主防災組織において取り組んでもらいたいということも反省会の中でもお話いたしましたし、そういった取り組みを知ってもらうことを、切に願っているところであります。

今ありました人数的なものでございますけども、さきにこういった訓練をやりますよという説明会を9月に行いまして、9月の中旬ぐらいまでに大体の参加人数をまとめました。その中で、今の玖珂島神社につきましては、大体200人程度であれば入るであろうというところで、そこに設定をさせていただき、5つの自治会ということも設定させていただきました。その中で、今ありましたように、実際にそのこの住んでいる人口は何人だというふうにおっしゃいましたけども、その絶対数が、やっぱり600人、700人となると、必ずしもそこには全部入りきれません。ただ、日ごろから、先ほど申しましたように、自主防災訓練といいますが、自主防災組織についての意識づけをしてもらいたいということで、今回のまち・むらの全体の訓練をさせてもらったということでございます。ですから、私どもが指定いたしました今回の一時的な避難場所は、避難場所というよりは、一時的なものということで位置づけをいたしておりますので、また、それぞれにつきましては、それぞれの自主防災組織で考えてもらいたいということでございます。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） 町民は、指定された場所を信じて来られるのですから、もう少し丁寧で細やかな避難方法を考えるべきだと思いますし、自主避難を求められるのなら、その点もきちんと町民に理解してもらう必要があると思いますが、その辺の啓発というか、そういうところはどういうふうに見えるのでしょうか、お伺いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） いろいろ、これまでも広報等を通じて、いつ何があっても、まず家族でいろんな避難場所や避難経路について話し合いをしてくださいよということ、私も、自分の「町長室の窓」等を通じて、町民の皆さんにも訴えをさせていただいておりますし、広報等で機会あるごとに、まずは家族でそこをお互いに話し合っ、何かあったときはそれぞれが安全を確保するための身の処し方について話をしてくださいよということで、避難経路についてもあらかじめ話をされ、そして場合によっては、その安全に行けるかどうかということも含めて確認を、避難経路の安全性についても確認をしておいていただきたいということを申し上げております。

自主防災組織で、お互いにそういったそこら辺を啓発し合いながら、みんなが地域の、みんなが力を合わせて安全が確保していけるように、お互いにこうした避難訓練等々実施をしながら、皆さんの地域防災力がつくように、高まっていくように引き続きこれからも努力をしていきたいというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 岩本ひろ子議員。

議員（12番 岩本ひろ子さん） もう一つ、おひとりで住んでいる独居の方も多いし、足腰の

悪い方もおられますので、本当にきめ細やかな避難方法というものを考えていただきたいと思
います。

以上で終わらせていただきます。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） それでは、通告いたしました無形文化遺産に登録された「和
食」への取り組みについてお尋ねいたします。

昨年12月3日に、アゼルバイジャンで開催された、ユネスコの無形文化遺産条約の政府間委
員会にて「和食」、日本人の伝統的な食文化が代表一覧に登録されました。この提案は、登録申
請を通して、私たち日本人がみずからの食文化を再認識し、次世代に向けて保護、継承しようと
いう機運を醸成することを目的としています。

今や、和食は危機的な状況にあります。和食は手間がかかる、割高感がある、料理の方法を知
らないなどの理由で、和食離れが著しいのが現状です。

若い世代では、正月や七草などの日本古来のものより、クリスマスやハロウィンなどの外国の
行事が幅をきかせています。地域においては、時代に合わない、面倒だという理由で、やはりい
ろいろな行事が消えているのが昨今です。和食を食べないので、地元の農産物が売れなくなり、
農地の一層の荒廃を招いているという一面もあります。

ユネスコへの登録を機会に、私たちが和食の文化や意義をしっかりと考え、その保護と継承がで
きるぎりぎりの時期に来ていると考えております。また、登録されたことで国、自治体、国民全
体はその保護と継承の責務を負い、必要な行動を起こすという必要があります。

和食文化というと、私たちは代表として京都料理を思い浮かべます。しかし、和食とは、ある
特定の地域で行われている風習やならわしとしての食で、日本全体の郷土料理なども含んでいま
す。登録からちょうど1年が過ぎ、新たな取り組みをしているところもあります。

そこで、まず、平生町の食文化としての和食の保護と継承への取り組みを質問いたします。ま
た、和食による地域の活性化に取り組んでいるところもあります。地域固有の知的財産である和
食文化を地域の活性化に利用する考えはないか質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 食文化としての和食が、こうして無形文化遺産に登録をされるというこ
とで、大変喜ばしいことでもありますし、その意義をもう一度考え直すという大切な、今、御指
摘をいただきました。この和食の保護と継承をどうしていくのかという御質問でございます。

本当に我が国の気候風土、そしてまた四季折々のいろんな多彩な食材、こういうものを生かし
て、いろんな年間にあります日本独特の行事との絡み等も含めて、文化として、この和食を大切

にしていこうということで、今まさに国民運動的に取り組もうというような動きもあるように、この前も伝えられておりましたけども、地域レベルでこうしたものをもう一度見直していこうというのは、それで大変大きな意義があることだと認識をいたしております。

本町では、御承知のように、健康づくり計画を策定をいたしております。その中で食育推進計画、地域の食文化を伝えようという目標を立ててその中に示しております、町としても、今まで次代を担う子供たちに、こうした食文化を大切にしていける気持ちを持ってもらうように、保育園や小学校、地域、行政も含めてみんなが連携をして、今、取り組みを進めさせていただいております。平生小学校や佐賀小学校での野菜の植えつけから収穫体験、魚を使った郷土料理の実習等々行われておりますし、また小中学校の給食においても、できるだけ地場の食材を積極的に活用していただくというようなことで、平生なりの食文化といいますが、そういうものを次の世代に引き継いでいけるようにという試みが、今、取り組みが行われておりますし、また現実に生活改善実行グループ、食生活改善推進協議会、生改連や食推の皆さんたちは、今、いろんな郷土料理を取り入れた料理教室等も実施をさせていただいております、昨年はレシピコンテストも実施をされておまして、それなりの啓発活動も展開をさせていただいております。

あるいはまた、保健センターでいろいろ講座等も行われておまして、特に、幼児の保護者等を対象にしながら、和食の基本であるだしの取り方等々含めて、離乳食学級で指導しておるというようなことで、何とか次の世代に継承していけるように、今、取り組みが行われているところです。引き続きこうした取り組みが大変重要だと思いますので、していかなければいけないし、しっかり連携をして取り組みができたというふうに思っております。

また、そのことを通じて、地域の活性化につながるということですから、先ほど言いましたように、いろんな味、ふるさとの一つの食材を活用してということですから、当然それを生かしていくということになれば、地産地消の動き、取り組み、運動といいますが、そういう流れになってこようというふうに思っておりますので、これまたしっかりそのことが、1つの和食を継承していくことが地産地消につながっていくように、本来の、本町での、今、特産品センターを含めて取り組みが行われておりますが、こういったところの支援も含めて進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 平生町内でもいろんなグループが食を中心に動いております。かなりいろんなところに先駆けて動いているというのは、私も認識しております。ただ、平生町の弱いところは、いろんなところでいろんな活動をしているのにもかかわらず、それが総合的な力にはなっているんですけど、見えていないというところですよ。

例えば、平生町の郷土料理って何と聞かれたときに、開作鍋が一時いろんな行事で出されてい

ましたけれど、これも今はどういう存在になっているのかがちょっと見えにくくなっております。

そういったことも含めて、私たちが外部に発信できるような、平生町の食文化をまとめられるようなお気持ちはないか。平生町の町の事業として、平生町の食文化はこんなものがあるんだよという外部に発信できるような総合的な、今ある平生町のいろんな食育含めて、学校の食育を含めて総合的な取り組み事業は考えておられないかをお尋ねします。

議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午前10時15分からいたします。

午前9時59分休憩

.....

午前10時15分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 和食の活用について、しっかり発信できるような取り組みをしてはどうかということでございました。

先ほどから申し上げておりますように、町内においても、いろんな生改連、食推、平生の味伝承会、きてみて！ひらおの会等々いろんな団体が、今、こうした取り組みを展開をいただいておりますし、また農協・漁協の女性部あるいは商工会等も特産品の取り組み等々、独自の活動を展開されております。

こういった関係団体の方々に一度集まっていただいて、情報交換をしていただいて、ただ、いろんなコンテストをやるだけではなしに、何か、御指摘があったように、外部に向けてアピールできる、発信できるアイデアといいますが、その辺も含めて知恵を出してもらうように、そういう場をぜひ一度つくってみたいなというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、皆さんを一堂に集めて話をしたいというお答えでした。

今、いろんな活動があるけど、その活動が、ユネスコの和食の登録の目的につながっているという意識があるかないか、そのあたりが気になりますし、今回の登録に連動した活動をして、世界的に有名になった和食を、私たちの誇れる文化を平生町でも発信していく、いろんな機会を捉えてまちおこしをしていただきたい。その中に和食のことも入れて、せっかく平生町は、食の安全・安心、そしていろんな活動をしていますから、そういった意味でも、これを機会にまちおこしに和食をつなげていただきたいという思いがございます。

それとともに、今しないと消えていく文化がたくさんあると申し上げましたけれど、例えば、私の回りでも、弘法様や地藏盆や、例えば、お葬式のときの、この自治会は何を何本、ニンジン

を何本、ゴボウを何本、揚げを何枚使って葬儀用のお食事を、葬儀の皆さんに振る舞うお食事を
つくるのよってというような地域文化がございました。それが、ほとんど、今、消えつつあります。
今、きちんと記録に残すなり、次につなげていかないと消え去る運命にありますので、そのあた
りのことも考えて、今からしっかりと食を中心とした文化を、きちんと後世につなげていただき
たいということを期待いたしまして、私の1つ目の質問は終わらせていただきます。

2つ目に入ります。健康寿命社会の構築について質問いたします。

昨年4月に、国の第二次健康日本21がスタートして、大きなテーマとして健康寿命の延伸が
取り上げられました。県でも、それを受けて第二次の健康やまぐち21計画を推進しているところ
です。そうした中、県においては、健康に関する国や県の最新調査結果をもとに、県民の健康
状態を市町別に数値化してグラフやマップに示しました。初のデータの見える化に取り組んだわ
けです。その結果、平生町は県内では平均寿命はもちろん、健康寿命の長さも県下一といううれ
しい報道が10月にされたところです。

国としての平均を見ますと、男性が平均寿命は79.55歳、それに対して健康寿命はとい
うと70.42歳です。その差は約9歳あります。これは、介護や看護が9年間必要ということを示
しています。これに比べて平生町では、平均寿命が79.02歳で、健康寿命が78.62歳、
その差はたった1年です。何と、介護などが必要な期間が、国平均の9分の1なのです。女性の
場合、国の平均寿命が86.30、健康寿命が73.62歳と、その差は13歳近くあります。平
生町では女性の平均寿命が88.96歳、健康寿命が85.45歳と、その差は2.7歳です。国
の平均の約5分の1です。

健康寿命が長いということは、町民の幸せをはかる重要な指標の一つです。今回の結果が、こ
れまでの政策のたまものなのか、計画の検証も含めて、これまでの健康政策についての分析と評
価を質問いたします。

2番目に、これからの健康寿命社会をどのように構築していくかを質問いたします。住みなれ
た地域で、生きがいを感じながら健やかに暮らしていくことは、住民共通の願いです。平均寿命
が延び続けている一方で、生活習慣病の重症化も進み、医療費や介護サービス費の増大を招いて
います。そうした現状の中、これからの健康長寿社会をどのように構築していくのか、その政策
が問われています。これからの政策をどのように考えておられるのか質問いたします。

以上、平生町の健康政策のこれまでとこれからをお尋ねいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 平生町の健康政策についてということで、健康寿命の実態を報告をいた
だきながら質問をいただきました。

国の取り組み、そして県の取り組み、御指摘のとおりでございまして、平生町につきましても、

先ほど言いましたように、健康づくりに向けてしっかり取り組みを、現在もしているところでございまして、長年にわたって、この健康、とりわけ、今、食の話も出ましたけれども、健康政策については、その基盤を充実するための取り組みというのもしてきたように考えております。

先ほどありましたように、やまぐち健康マップ、これで、男性・女性ともに山口県で健康寿命が一番と。特に男性の場合は、今もありましたように、平均寿命との差が1歳ということですから、これはもう本当に健康で長生きをされて、ピンピンコロリではありませんけれども、そういう、まさに地でいっておるといふ、女性の場合も本当に長生きをされておる。しかも、全国平均あるいは県の平均と比べても、健康寿命が大変延びておるといふことで、大変喜ばしいことだと思っております。

これがこうだからこうという決め手というものは、1つではないと思います。総合的な取り組みの1つの結晶といえますか、そういうことになっておるんだと思います。何といっても本町は、この豊かな自然と温暖な気候、これは何よりの状況だと思いますし、山があり海があり、それぞれそこに食があるわけですから、バランスのとれた、ある意味では食習慣というものも、当然、伝統的に今日までつながれてきておりますし、健康づくりへの意識が大変高いということも言えると思います。

本町として、栄養改善推進協議会というのを昭和40年に設立をしていただいております。昭和53年に平生町健康づくり推進協議会、これが設置をされ、61年には平生町の保健センターが設置をされ、平成2年には、平生町保健推進委員が設置をされるというようなことで、健康づくりに向けての基盤整備が、一方で大変進んできたということも事実だと思います。こういった健康に対する意識も非常に高まって、取り組みが進められたということもあろうと思います。

そしてまた、もう1つ言えるのは、医療機関に恵まれているといえますか、早期受診につながっているのではないかといいふうにも思っております。あわせて最近、先ほど言いましたように、健康づくりに向けての意識、介護予防等々の取り組み等々、一生懸命取り組んでいただいております。改めて、「健康で長寿のまち平生」といふことの要因というものは、そういうところにあるのではないかなといふふうにも、今、思っております。

「長生きがしたい人はどうぞ平生町へ、若い人も含めていらっしゃい」と言えるように、平生町が、本当に健康で長寿の町になれるように、これからも引き続いて取り組んでいきたいといふふうにも思っておりますし、今、これからの健康寿命社会、どう構築していくかということですが、疾病予防等について、1つの課題は、がん検診の受診率であります。胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、いずれも本町の課題として、県の平均を下回っておるといふのが、この受診状況についてはそういう状況であります。受診率を向上させていきたいということが1点であります。

それから、引き続き介護予防についての取り組みは、引き続き取り組んでいきたいといふふう

に思っております。

御承知のように、健康づくり計画を策定をいたしておりますので、そこに、今、具体的な数値目標を掲げておりますから、この達成に向けて、しっかり取り組んでいきたいというふうに考えております。

特に、もう1つ言えるのは、高齢者の60歳以上で社会参加をしている割合が、本町において、高齢者の方々の社会参加の割合ですが、県内においても低いほうでございますので、地域活動への参加を積極的に呼びかけていくということも大事なテーマかなというふうに思っております。まさに参加と協働のまちづくりということを進めていながら、健康のまちづくりにつながっていくというふうに思っております、それぞれ乳幼児から高齢者まで、それぞれのライフステージにおいて、健康的な生活習慣が確立できることに重点をおいた対策を進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） これまでの健康政策の分析と評価、そして課題解決に向けてのこれからの取り組みについて、丁寧に答えていただきありがとうございます。

がん検診の受診率の向上とか、60歳以上の方の社会参加の割合が低いと、これを健康づくり計画なども利用して、しっかり課題解決に向けて進めていきたいというお答えでした。

確かに静岡県での調査によると、適切な運動とバランスのとれた食生活で、死亡率が3.2%減らせる、これに社会参加を積極的にしている人を加えると5.1%減らせるというデータもあります。平生町の場合、60歳以上の方の地域活動への参加が、県下でも低いとおっしゃっていましたから、そのあたりも、今からどうしていくかということが問われております。

がんは、やはり生活習慣病が原因でなるとも言われておりますので、これは、6割の方が、今、生活習慣病で亡くなっているという現状がありますから、これをどう減らしていくかという取り組みも、とても重要になってきます。

それで昨年6月に、政府は日本再興戦略で、健康増進、予防サービスなどを戦略市場と位置づけました。また、今年3月には、健康増進や予防への取り組みを促すために、自治体や企業、個人に対して積極的な働きかけをしていると聞いております。国や県から、どのような誘導施策が示されているのか。その中で、平生町で利用できるものがあるかどうかを質問いたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁をいたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） ただいま質問ございましたように、先ほど質問がありましたスマートライフプロジェクトという健康寿命を延ばしていきましょうというスローガンのもとに、

国民全体が人生最後まで元気に健康で楽しく毎日が送れることを目標とした、これは厚生労働省の国民運動ですけれども、そういったプロジェクトが現在進んでおります。これは、運動とか食生活、また禁煙の3分野を中心とした具体的なアクションを呼びかけて行っている制度でございます。

平成26年度からは、これらのアクションのほかに、検診、先ほどありました検診の受診を新たなテーマといたしまして、それを加えまして、さらなる健康寿命を延ばしていこうという、このプロジェクトに参画する企業とか団体とか自治体とかが協力、連携しながら推進している事業でございます。

これを、こういった事業を、平生町で活用できないかというようなことでございますけれども、1つの例として、今、県内で、何市町が行っておりますけれども、健康マイレージ事業というのがございます。これはどういったものかといいますと、日常的な運動や適切な食事また休養などの目標を達成するために、健康診断の受診また健康講座、またスポーツ教室への参加、またボランティアなどの社会活動を行った場合に、ポイント制になっておりまして、一定のポイントを達成した人には、「健康いきいきカード」といった、仮称ではございますが、そういったカードを発行して、協力店でカードを見せると、商品の割引とか、またサービスの特典を受けられるという制度でございます。健康に無関心な若い世代までも参加してもらえると、また健康づくりのきっかけにもなるというのが狙いで、こういった制度もございます。こういった事業等を現在考えてはおります。

そういった、先ほどありましたように、静岡県での例でもございますように、適切な運動とバランスのとれた食事をしている方の死亡率は、してない方と比べると32%、また適切な運動と食事に加えて社会参加をしている人の死亡率はマイナス51%というデータもありますので、こういった制度を考えていながら、健康寿命をさらに延ばしていく制度を行っていきたく思っております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 細田留美子議員。

議員（8番 細田留美子さん） 今、誘導政策として健康マイレージ事業、どうだろうかというお話がございました。確かに、検診を受けられない方たちに、これをしたらこういういいことがあるんだよという誘導施策も、特に若い方には必要だと思いますので、そのあたりの充実をしていただきたいと思っております。

これが、こういったあるべき姿、あるべき地域像、人間像を共有して、それに向かって、みんな手を携えて行動できる、そのための条件整備や調整役などを、これからの健康政策に期待しております。

先ほど日本再興戦略のお話をしましたけれど、これからは、社会保障費をコストとして捉える

のではなくて、人材に対する投資として捉えるという捉え方がございます。そういった攻めの政策、そういったものを立てる決意は、町長のほうにないかどうかお伺いいたして、私の質問を終わります。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 社会保障費が少子高齢社会の中で、どんどんふえていくということ、むしろ逆に、人材への投資だということの受けとめ方で考えていけという御指摘でございます。

人材といいますか、人が材料の「材」と財産の「財」と、両方あると思います。人材をしっかり大事に確保しながら大事にしていくというのは基本ですから、私たちもそのことは念頭において、それぞれの施策を展開をしていきたい。これは町の職員も含めて、その意識を持ってこれからもやっていきたいというふうに考えております。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） それでは、まず初めに、精神障害者保健福祉制度について一般質問通告書に従って、質問をさせていただきます。

現在、日本の全国の認知症の人は800万人時代とも、今、言われております。当町においても少なくない人が、今、認知症にかかっておられるのではないかと考えております。

今回は、認知症に対する障害者手帳について、お伺いをいたしたいと思っております。

認知症は、その介護のために、認知症の介護のために仕事ができなくなり、経済的に困窮する人が多くなってきていると、今、聞いております。私も、認知症の介護の経験がありますので、これはよくわかりますが、家族の中に重度の認知症の人がいますと、家族の中で、誰か一人、一日中つきっきりで看病しなければなりません。これは本当に大変です。

現在、厚生労働省は、認知症について精神障害の一つだと、今、認めております。記憶遂行機能、注意、社会的行動についての各障害の有無や日常活動の制限の状態、手帳の等級を、今、判断をしております。また、生活困窮者のために、厚生労働省は、福祉サービスの面から精神障害者保健福祉手帳を出せるようにしております。

今回、お伺いをする質問といたしましては、まず1点目として、当町において、認知症の方は、今、どのくらいおられるのか、どのくらい把握しておられるのかを1点目としてお伺いをいたします。

それから2点目として、今、その中で、当町で精神障害者保健福祉手帳を持っておられる方は何人いらっしゃるでしょうか。

3点目として、当町においても、まだまだ重度の認知症の方々がおられると思われま。また、これからますますふえてくるのではないかと考えております。住民サービスの面から見て、これ

からどういう計画を持って、重度の認知症の方々への対策を立てていかれるのか、以上3点をお伺いをいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 認知症の対策を中心に御質問をいただきました。いろいろ、認知症の徘徊問題とか社会問題化しておるケースもありまして、認知症と、そのいわゆる予備群といいますが、それらを含めると800万人超えるというような、今、御指摘がありましたけれども、そういう数字があったように記憶をいたしております。

患者さんというか、認知症の方を抱えておられる家族の悩みというのは、本当に深刻なものがあるというのは、私も、十分承知をいたしております。本当に、これからまだまだ大変な抜本的な対策が求められてくるというふうにも受けとめているところであります。

ということで、本町において、認知症の人はどのくらいかということでございます。今、介護の認定を受けておられる方で、ほとんどの方が、約400人弱と把握をいたしております。介護認定者が760人ぐらいですから、約半分以上の方がそういう認知症という状況でございます。

そして、精神障害者保健福祉手帳の所持者が今92名、そのうち認知症によって取得をされているという方が6名というふうに推定をされております。

大体、認定をされる場合は、アルツハイマー型、それから血管性の認知症ということで診断をされたものでありますけれども、まだまだこういった手帳の取得に至らないケースもあるんだろうというふうに思っておりますが、これからどうしていくのかということですが、十分、介護保険、障害者福祉、情報共有をしっかりと図っていきながら、相談窓口であります平生町包括支援センター、これは、社協に委託をしておりますけれども、十分連携をとって、情報の入手、そしてまたそれを生かしていけるように、また職員の指導等も含めて、積極的に取り組んでいきたいというふうに思っております。

今、地域の支援体制として、県を4圏域に分けて、この辺は岩国圏域ということになるんですが、認知症患者の医療センターが、県の医療機関として指定をされております。したがって、これからこのマンパワーの養成も含めて、しっかりこの連携を図っていきながら対応していけるように、寄り添った支援が図れるような体制を構築をしていかなければいけないというふうに思っているところであります。

議長（福田 洋明君） 漕上正博議員。

議員（7番 漕上 正博君） いろいろきめ細かい答弁をいただきましたが、精神障害者の保健福祉手帳を持っておりますと、受けられる主な福祉サービスとして、所得税とか、住民税とか、相続税などの控除、また、減免制度を見ますと、自動車税、自動車取得税とか、NHK受信料などがあるわけなんですがね。また、地域によっては、いろいろな、例えば上下水道の料金とか、

携帯電話の料金など、割引制度を取り入れたところもあるわけなんです、当町では、こういう制度そのものをどのように考えておられるか、質問をさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 精神障害者保健福祉手帳の所持者の方が受けられるいろいろサービス、特に福祉サービスについて、今の税の控除、減免、いろんな助成措置等々、割引制度等があるわけですが、全国で一律的に行われている税の減免とか、控除とか、これは本町でも同様に行っておりますし、さらに福祉医療、福祉タクシーの助成等々、本町としては取り組んでおりますし、手帳取得の際に、窓口でその辺については説明をさせていただいておるとというのが現状でございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 認知症の患者というのは、これからますますふえてくると思うんです。その辺で住民サービスが下がらない、この計画をぜひお願いをいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、小中学校の一貫教育についての質問でございます。

文部科学省の諮問機関、中央教育審議会は、この10月末に、小中一貫教育について議論をまとめております。文科省は、これを受けて、学校教育法などの改正案を、来年の通常国会に提出するとして、最速では2016年度の開校を目指すとしております。

内訳としては、学年の区切りを自由に設定できる小中一貫教育学校と、独立した小学校と中学校が統一したカリキュラムで学ぶ小中一貫型小・中学校を制度化するとしております。いずれも市区町村教育委員会の判断で設置できるようになっておりますが、これらは、戦後長く続いた義務教育の6・3制を大きく転換することになるわけでございます。

小中一貫校は、これまで各地の市区町村が1,130校を独自に設置をしてきていますが、これについては、新聞報道を見ますと、いじめや不登校といった問題行動が中1で激増する中1ギャップの解消には成果が上がったと評価する声がある一方、制度上別々の学校のため、教員がばらばらに配置をされたり、特例を受けないと学習内容が前倒しできないということが指摘をされていると報道もされております。

また、教員組織の問題、国の予算の問題、免許制度の問題など、いろいろと問題点はありますが、2016年度といえ、喫緊の課題でもあると思われ。

今までの6・3制、今回の改正案にしても、メリット、デメリットがいろいろとあると思われ。この点も含めて、当町の教育委員会としては、どのように考えを持っておられるのかを、お伺いをしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいまの小中一貫教育に関するお尋ねにお答えをさせていただきたいと思えます。

制度設計のあり方、その具体化を図る方策等については、今おっしゃいましたように中央教育審議会が協議が行われ、来年の通常国会で法案改正が提出されるということは、もう周知の事実であろうかなというふうに思っているところでございますが、戦後、昭和22年に、教育基本法、学校教育法が制定されて、6・3制の義務教育化というものがスタートして、もうじき70年になるかというふうに思っております。

そういう中で、今の6・3制に対する時代背景というものがどうなのかっていうところをちょっと申し上げてみたいと思えますが、まず、今の6・3制が導入された時代と今の時代を考えまして、やはり子供たちの発達の早期化が見られるということが1つ、そして、いろんな調査をいたしましても、子供たちの自己肯定感の低さ、さらには小1プロブレムの問題、さらには今おっしゃった中1ギャップ、こういった課題が多々出てきたということが、今の現状から判断されるところでございます。

しかし、これからのことを考えますと、グローバル化への対応とか、イノベーションの創出を活性化する観点から、外国語教育、特に英語教育の充実といいますが、低学年から出発をするということも言われておる、そういった理数教育も含めて、ICT教育の充実など、本当に教育基本法ができた時点では全く想定できなかったようなことが、今問題、課題として上げられておると。そういう中で、じゃあいかに義務教育を考えるか、6・3制学制をどうしていくかというような形で議論がされておるといふふうに認識をしております。

今おっしゃいました小中一貫教育といいましても、小中一貫教育学校と小中一貫型の小学校・中学校、この2つのパターンがございまして、ちょっと具体的に申し上げますと、小中一貫教育学校というのは、1人の校長、1つの教職員組織による構成で行われるというところで、まさに小学校、中学校が1つの学校という学校の形となります。

一方、小中一貫型の小学校・中学校は、独立した小中学校において、9年間の教育目標を設定したり、教育課程を編成したりするなどして教育を行う学校という、この2つの類型でございまして、国としましては、先ほど申し上げました現状の課題と、それに対する対応、こういったものから、小学校段階から中学校段階までの教育を一貫して行うことができるよう制度化をし、小中学校9年間の区分についても、6・3制のみならず、例えば4・3・2制とか、5・4制などによって、効果的な教育が行うことができるように、引き続き検討していくという状況でございまして。

本町におきましては、平生町の学校教育の基本方針に、幼小中の連携を重視し確かな生きる力を育てますと位置づけております。幼稚園を含め、小学校2校、中学校1校が連携した取り組み

を進めているところでございます。

これまでも、子供たちが、小学校から中学校へ円滑に進学することができるよう、小中学校の教員の合同研修会や、中学校教員による小学校に出向いての出前授業、そういったものを実施しておりまして、授業公開や学校行事等への相互参観などによって、各学校で特色ある取り組みをそれぞれ進めております。そういった連携を視野に入れた体制というものを、今、一体となって、積極的に進めておるところでございます。

教育委員会として、この小中一貫教育をどのような形で考えていくかということで、たまたま今年の11月、先月になりますけど、教育委員の視察研修という形で、島根県の松江市の一貫教育の研修に行っていました。松江市は、全市挙げて小中一貫教育を実施しておるところでございますけど、施設一体型の小中一貫教育もありますし、施設分離型の一貫教育もございます。

本町におきまして一貫教育を進めるということになりますと、佐賀小学校、平生小学校、小学校が2校あるということで、中学校は1校でございますけど、施設分離型のそういう一貫教育にならざるを得ないという状況の中で、たまたま松江市の旧玉湯町の玉湯中学校区がほぼ似たような実態がございましたので行ってまいりましたが、やはり、この一貫教育を施設分離型でコーディネートしていくということが非常に大変な作業であるというふうに聞いてまいりました。

やはり、時間と研究を重ねながらやっていかなきゃいけないという、今の時点ではそういう結論ではございますけど、しかし、国の法律が変わることによって、そういった特色ある教育ができるということになりましたら、やはり研究をしていき、平生町の子供たちが、本当に学力の向上も、体力の向上も、知・徳・体の全てにおいて成長できる環境というものは、教育委員会としてつくっていかなくちゃいけないというふうに考えておりますので、これからのことにはなりますけど、9年間を見据えた教育をどう展開していけばいいのかっていうのは、大きな課題であり、また、それに対する使命感というものを認識しておるさなかでございます。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 教育長の答弁で、小中一貫教育学校と小中一貫型の小・中学校、これいろいろ校長の問題もございますが、その辺の問題と、9年間で前期、中期、後期と区切って、先ほど申されました4・3・2と、こういう教育方法もあるわけなんです。当町としての考え方は、まだまだまとまっていないような感じがします。これはいつごろまでにまとめられるのか、もう喫緊の課題ですから、その辺のそこをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） 先ほど、質問の中で2016年度からということをおっしゃいましたように、やはりその時点において結論にはならないかもわかりませんが、どういう形で小中一貫

教育をしていくかということは、教育委員会の中で結論は出さなきゃいけないと思ってますし、また、来年4月からは、総合教育会議ということも設置をされます。教育の大綱も首長が定めるということになっておりますので、そのあたりの意見等もいろいろ協議しながら進めていきたいと思ってますので、今の時点で、何年度から始めますということは申しかねますので、その点御容赦いただきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 淵上正博議員。

議員（7番 淵上 正博君） 私は、いつも述べてますが、主役は児童生徒なんですよね。その辺で、デメリットのないように、よりよい教育ができるようにしていきたいと、このようにいつでも考えております。こういう感想を述べさせていただいて、質問を終わりたいと思います。

.....

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

先月の21日に地方創生法案が成立しました。これから地方創生が大きく動き始めると思われます。なぜ地方創生なのかといえば、今、地方の過疎化に歯どめがかからず、少子高齢化の波は県庁所在地にまでも押し寄せています。

少子高齢化の縮図を見るのに、北海道を見ればわかるそうです。北海道では、人口が1980年から減少し、出生率の低さ、若者が内地に職を求めて移動したことにより、高齢者が多く、その高齢者も、不便な地方よりも利便性の高い札幌に移り住んでおり、札幌一極集中が進んでいるそうです。

そして、札幌以外の人が少なくなれば、人の動きがなくなり、鉄道会社にとっては赤字路線になることで廃線になり、その後、バスが地方交通機関の役目をするわけですが、さらに人口の移動が、中核都市、大都市への移動が進み、バス会社も採算が合わず、やがて撤退し、行政はその対策のためコミュニティバスを運行し、これが地方の大きな財政の負荷となり、他の行政サービスの低下につながり、便利のよいところに人口の移動が進み、人口の減少と高齢化の結果、全く普通の町が限界集落となっているようです。

この5月、日本創成会議が、全国の896の自治体が消滅するという衝撃なことを発表しました。平生町ももちろん含まれております。これは主に人口減のことで、平生町では、1985年の1万5,030人から減り始めて、先月11月現在で1万2,703名であります。

そこで、日本経済新聞に人口減少地図というものがあり、その中で、平生町は、2010年は、20歳から39歳の女性の人口が約1,180名、これが、2040年には530名、今から26年後には今の半分以下となると予想されております。この減少率は54.7%です。

それで、ちなみに周辺の自治体では、柳井が46%、光46%、田布施が43%、上関が

58%、大島町75%、山口県で一番減少率が低いのは下松の20%です。いずれにしても山口県の実態は全て減です。

そして、島根県のほうで定住について調査した結果があります。定住の意思の強いのは、年収が500万円から600万円より上の人、女子より男子のほう、年齢で見れば25歳から29歳の層を境にして、それより上の人、次男より長男、次女より長女、非農家より農家、農林業を含む自営業従事者だそうです。逆に、定住意思が弱いのは、若い人の20歳から30歳の人、年収が300万円以下の人、不安定就業者が主な定住の意志の弱い人だそうです。

次に、子育てをする上で、住宅や住宅の周りの環境について、どのような点が重要かという調査結果があります。1番が子供の遊び場、公園などの利便性、2番が静かな環境や治安のよさ、3番が小児科などの医療機関への利便性が上位の3つであります。

1番目の子供の遊び場、公園などの利便性は、平生町は自然の多いところがございますので、少し探せば公園らしきところはあると思います。雨降りのときは家の中で遊ばさずしかありません。ですが、子供は外遊びが大好きで、泥とか水遊びをさせますと、なかなか切り上げるのが大変であります。雨の日でも砂遊びができる屋根つきの遊び場も必要かと思えます。

2番目の静かな環境と治安のよさは、平生町はおおむねクリアしていると思われま。

3番目の医療機関の利便性ということで、柳井地区において、出産施設が1つなくなるという話を聞きました。そうなりますと、子供を産むにしても不便なところとなってしまいます。このことはどうなるのでしょうか。

次に、他の地域の取り組みを幾つか挙げてみます。

保育料の大幅値下げ、これは出生率を上げるため、また、子育て世代の流入を促すため、保育料を国の基準の3分の1に下げた上、第3子以降は全て無料、子育て支援課をつくり、結婚相談専門部署を設け全面的にバックアップ、若者世代が住宅を新築する場合、奨励金50万円、中古住宅の取得の場合は奨励金25万円、賃貸住宅の家賃の助成、出産祝い金など、取り組みがなされています。若い人の負担を少しでも軽くなるように支援しているようでございます。

平生町においても、若い人の負担が少しでも軽くなるように、これら他地域の取り組みを取り入れることはできないでしょうか、伺います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 人口減少の中で、若者定住に向けて子育て支援等を充実をさせていかなければいけない。他地区でもいろいろ取り組みが行われておるが、本町ではどうかという、今、御質問の趣旨だと受けとめております。

で、人口問題そのものについては、今も最初のところで述べられましたように、地方創生との絡みで、戦略的にこういった人口対策を含めて考えていかなければいけないと。これは大きな

テーマでありますので、これは、この前もちょっと御報告をさせていただきましたけれども、今ちょうど総合計画の後期計画の見直しに入っておりますが、その中で、人口減少対策調査部会を設けて、この問題については対策を講じていこうということで、今、検討をさせていただいておるところでございます。

それはそれといたしまして、若者定住に向けてのいろんな対応でございますが、1つは保育に関して、保育料については、今、平生町は国の基準額を七、八割軽減した保育料で、今対応させていただいております。所得による階層区分を区切っております、軽減措置をとらせていただいておりますが、問題は、多子世帯の保育料の軽減ということになると思いますが、この辺もしっかり国あるいはまた県がいろいろ今検討もされておりますので、こちら辺についても十分連携をしながら検討してまいりたいというふうに思っております。

それから、住宅等についてもいろんな新築・中古住宅の奨励金とか、家賃の助成とか、いろいろなそれぞれ地域によってとられているところがあるようでございますが、本町においても、若者住宅を取り組んで以降、なかなか若者向けに活用していけるような住宅対策ということも大きなテーマになっておりますから、この辺についても十分、また来年度予算の、今、これから要求それから査定に入っていきますけれども、この辺の中身についても取り入れていかなければいけない、あるいはまた、本町として独自にやれることは何なのかということも含めて、しっかり検討していきたいというふうに考えております。

それから、出産の施設の件でございますが、今、周東病院と柳井の優クリニックが分娩施設を持っております。先ほどの子育てをしていく上で大変大事な小児科のお話もありましたが、小児科は本町においても、それぞれ今頑張らせていただいておりますので、これはこれでしっかり町外からも今は平生の小児科にお越しになるようなケースもあるようでございますけれども、この分娩の場合は、優クリニックが来年2月で廃止と、分娩の取り扱いを終了されるということでございまして、周東病院1カ所ということになってまいります。それだけに周東病院のほうも、もう3月以降は逆に予約でいっぱい、なかなか対応できないような状況のようでございます。

病院において、今、医師が2人大変厳しい勤務体制の中で対応していただいておりますので、これはこれでしっかり町外からも今は平生の小児科にお越しになるようなケースもあるようでございますけれども、この分娩の場合は、優クリニックが来年2月で廃止と、分娩の取り扱いを終了されるということでございまして、周東病院1カ所ということになってまいります。それだけに周東病院のほうも、もう3月以降は逆に予約でいっぱい、なかなか対応できないような状況のようでございます。

病院において、今、医師が2人大変厳しい勤務体制の中で対応していただいておりますので、これはこれでしっかり町外からも今は平生の小児科にお越しになるようなケースもあるようでございますけれども、この分娩の場合は、優クリニックが来年2月で廃止と、分娩の取り扱いを終了されるということでございまして、周東病院1カ所ということになってまいります。それだけに周東病院のほうも、もう3月以降は逆に予約でいっぱい、なかなか対応できないような状況のようでございます。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（２番 村中 仁司君） 若者を定住させるためには、やはり雇用が大切だと思いますが、今、多くの企業は外国に目を向けておりましてから、日本は高い法人税、厳しい労働規制、温暖化ガスの排出規制、外国との経済連携の遅れ、電力の供給の不安定等で、国内企業の立地の障害となっています。

こうしたことで、平生町に企業の誘致は難しい面があると思われませんが、外部から雇用がないのであれば、平生町内で雇用を見つけるしかありません。ということは、誰かに町内で起業してもらわなければなりません。そのためには、起業家に優しい町にならなければなりません。起業家に優しい町は人に寛容で、外部の人を受け入れてくれるコミュニティがあり、新しい物好きが多く、新しいアイデアに対して、とりあえずやってみようという気風があるそうでございます。このような気風のあるまちづくりをしていくのも大切と思われませんが、どうでしょうか。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。再開を午前１１時２５分とさせていただきます。

午前１１時０９分休憩

.....

午前１１時２５分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

山田町長。

町長（山田 健一君） 雇用に関連をして、起業・創業の支援についてということで、今、御質問いただきました。

確かに、今の経済状況の中で、大手企業が生産拠点を海外に移転をさせていく中で、地方創生というかけ声が出ておりますから、我々地方の側から言えば、むしろ企業が地方に移転をするということについては、思い切って法人税をまけて支援をする、してくれるというぐらいの、企業の、今、法人税大分まけてやろうというような話が出ておりますから、我々とすれば、この前も町村会の政務調査会の中で話をしておきましたけれども、むしろ地方に移転をする企業に対しての法人税の減免措置を真剣に考えてほしいという話をしておきましたが、なかなか雇用の問題は、そういう意味で、もう今から招致型の何十人、何百人というようなケースっていうのはなかなか難しいというふうにしっかり受けとめた中で、逆に今、地域の資源を活用して、それぞれその場で、地域でいろんな起業・創業を、展開をしておるといふケースがかなりふえてきております。そういう意味でも、起業・創業に向けての支援策を今、担当課のほうも真剣に、新年度に向けて考えてほしいという、今、宿題を私のほうも出してありまして、今、いろいろ検討が進められているところでございまして、何とかそういうやる気のある人が、本当にこの地域で頑張ろうということには、しっかり地域が手を差し伸べていけるように頑張っていくというのが必要になっ

てきているなということは、御指摘のように十分考えております。

議長（福田 洋明君） 村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） 何かしっかり取り組んでいただけるということで、そのほうはよろしくをお願いします。

そして、先ほど、住宅取得のことなんですが、多いところでは500万円ぐらい出すそうです。そして、少ないところは、わずか言うちゃ申しわけありませんが、1万円であります。こういう、来年度から地方創生がしっかり動いていくと思われまして、その中で、そういった事業も取り組めるんじゃないだろうかと思しますので、執行部の皆さん、知恵を出して事業を探して行くわけにはいかないですか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） しっかり地域の、平生町の実情を踏まえた上で、知恵を出していくように努力をしたいと思えます。

.....
議長（福田 洋明君） 次に、久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、通告どおり質問させていただきます。

1つとして、山田町長の町政運営について、5期目の山田町政について。

最初に、山田町長、5期目再選、おめでとうございます。一応、選挙中、いろんな政策をいろいろなされていましたが、僕自身聞きたいのは、未来への課題は山積みしているので、町政はいつときたりとも停滞は許されません。今こそ地域力を総結集して、参加と協働のまちづくりを推進し、未来のかけ橋を築いていくのに、これまでの貴重な経験を生かし、先頭に立ってその責任を果たしていく決意と言われましたけど、この5つの平生町の未来の開拓戦略、骨子を掲げていますが、これが、未来へのかけ橋を築くのが、山田町政の20年間の総仕上げですか。それと、20年間で築かれようとしているこの橋を、4年後に町長と手をつないで渡ったら、どのような平生町が目前にあるのですか。これら2点をよろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 今、御指摘がありましたように、未来へのかけ橋ということの一つのスローガンに掲げて取り組まさせていただきました。その一環として、ちょうど国の地方創生、そして県の元気プロジェクト、チャレンジプランということで、これに呼応する形で、平生町としても戦略的に対応していこうということで、平生町未来開拓戦略ということで、骨子5つ、5点掲げさせていただきました。

未来へのかけ橋そのものについては、これは未来への、言い方はいろいろあると思いますが、未来への責任を果たす、あるいはかけ橋を築く、常にやっぱり町政、町長として、あるいは政治

家として未来へ目を向けて、将来の展望を掲げながら挑戦をしていくというのは、これはもう一番基本だというふうに思っております、この5点を今回の柱に掲げさせていただきました。

1つは、地域力の発揮戦略。この中で参加と協働のまちづくり、これについては、改めてその必要性というものを今回は痛感をいたしております。そして、何としてもやり遂げていかなければいけないというふうに思っておりますし、2つ目には、地域経済を振興していく。これは、いろんな産業のインフラの整備を含めて、農商工連携、観光事業の活性化等々、取り組んでいかなければいけないと思っておりますし、3つ目には、安全安心の確保戦略。これは防災・減災、それからいろんな有害獣対策も含めて、安全安心なまちづくり。それから、地域福祉の推進戦略ということで、これは子育ての支援を含めて、少子高齢社会を踏まえた対応策をしっかりと地域で取り組んでいこうと。5つ目が、行財政基盤の強化。これは、先ほどもありましたように、しっかりと総合計画のもとに行革大綱も実施をしていながら取り組みをしていこうということで、これらの5つの大きな柱が4年後にはより一層、具体的に充実をしていくというのが私に課せられた使命だというふうに思っております、この辺が今から総合計画の後期の見直し等もございいますから、後期基本計画等々の議論の中で、しっかりと反映されていくように努力をしていきたいというふうに思っております。第四次総合計画という1つの大きな平生町のテーマがありますから、それをある意味では補足をしていくような意味で、当面の対策として申し上げさせていただきました。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 今、一応平生町の未来開拓の5つの目標をいろいろ、今言われましたけど、この点に関して、1つとして、町長の考えはわかるんですが、これが全町職員にも町長の考えが浸透して、町職員もこれを理解しているのか。

2点目として、この5つの戦略全てがこの4年間で目標を達成するつもりでいるのか。

それと、3点目として、山田町政もこれから5期20年となるので、もう道半ばではなく、完遂や完成の4年間と思っておりますが、今までの取り組んできた、これらの政策全て評価し、決着、ゴールする考えはあるのですか。この3点、よろしく願いいたします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） まず、この5点の、今申し上げました平生町未来開拓戦略、これ町の職員にどうかということでございますが、きょうも午前中に、午前中っていうか、先ほどの予算説明で申し上げましたように、これから予算編成の方針を既に提示をさせていただいております。予算編成方針の指示をするに当たって、この5本の柱をベースに予算づくりをするようにということで、この指示を今、しておるところでございますので、職員にもそのことが、各課長を中心にして、今、承知をしてもらっておるといふふうに思っております。これから具体的に予算編成

の中で、どうこれを生かしていけるかということになろうと思います。職員もそのつもりで頑張ってくれるものと思っております。

5つの目標全てどうかということでございますが、目標は5つの基本骨子として掲げさせていただきましたが、それぞれの個々、具体的な施策につきましては、当然進捗状況が早く進んだり遅かったり、いろんな経過をたどってこれから行くものというふうに思いますし、予算との絡みも当然出てくるわけでありますから、この辺は状況を踏まえて進捗状況をしっかり調整をしていきたいというふうに思っております。

そうした中で、最後に言われましたように、政策の評価というものは、おのずから出てくるものというふうに受けとめております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応、最終的には、この未来へのかけ橋戦略をやったら、町長の評価も出てくることと言われましたけど、それをちょっと細かく、ちょっとお聞きしたいんですけど、1つとして、地域力の発揮戦略ということで、教育環境の整備と女性の活躍促進、そして2番目として、地域経済振興戦略では、産業インフラの整備と企業誘致、それと観光事業の活性化、3番目には、安全安心確保の戦略で、有害獣対策の強化、そして4番目に、地域推進戦略では、高齢者対策、少子化対策、5番目の行政政策基盤強化戦略では、第四次総合計画、第6次行革大綱、これらの5つの戦略の中の8項目ですか、これを町長がどういうポイントで、どういう内容でやられるか、わかる範囲でいいですので、最後の質問ですのでよろしくお聞かせください、よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 8項目ではなしに、地域力発揮戦略で3つ。まず、何といっても参加と協働のまちづくり、これをやっていきます。それから、2つ目が文化・スポーツの振興と人材の育成、そして教育環境の整備と女性の活躍促進ということで、女性の活躍の場をしっかりと、これはもう御指摘をいただいておりますが、確保していくように、とにかく先ほどの話じゃありませんが、人材をしっかりと地域で育てていけるように、教育環境の整備とあわせて取り組んでいく。そのことが、人材をやっぱり育成していくことが地域力の発揮につながるというふうに思っておりますから、地域力発揮戦略という中で、そうしたづくりをさせていただいております。

それから、地域経済の振興戦略は、もう1つ、産業インフラの整備と企業誘致に加えて、ひらお産業まつり、農商工連携、創業の支援、これは、先ほど起業・創業のあれがありましたから、農商工連携の促進と創業の支援ということであっております。

それで、3つ目に観光事業の活性化ということで、ここには3つ、地域力発揮戦略と地域経済振興戦略、この3つずつ、ここにうたっております。

安全安心の確保戦略では、まず、防災・減災対策、これはもう引き続き、今の一応防災・減災、特に来年度で防災行政無線が完了いたしますので、これはぜひ完了させて、さらに充実をしていく。学校の耐震も来年度で100%ということになりますから、引き続き、これは公共施設の耐震化等々含めて進めていかなければいけない課題、あるいはソフト面でもいろいろ防災・減災の対策があると。それから、有害獣の対策ということで、これは今もやっておりますが、イノシシの対策を含めて対応していくということでございます。

それから、4つ目が地域福祉で、高齢者対策は、地域包括ケアシステム、高齢者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるような、そういう、しっかり基盤をつくっていきこうということで、それぞれ介護と医療と、あるいはまた、そうした介護予防、生活面での問題等々、それぞれ住宅対策を含めて連携して取り組んでいけるようにしていこうということであります。少子化対策は子育て支援の充実と、こういうことで、2つ掲げさせていただいて、行財政基盤についても、この強化戦略ということで、総合計画と行革大綱ということで上げさせていただいております。ほぼ、これをベースにして予算の主なテーマも、来年度はこういうテーマに沿って予算編成を進めていきたいというふうに考えております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） それでは、山田町長、4年間のかじ取り、よろしくお願いします。

それで、次の質問について、平生町の特色づくりについて、平生町の代名詞になる特色・シンボルづくりについて。

私は、町内外の人々に自信を持って平生町、我がまちの特色・シンボルらをみんなに自慢して紹介できるものが、平生町に住んで45年になりますけど、その言葉が私自身は出てきません。平生町といったらずぐに自信を持って町内外の人々に自慢できるものが何かありますか。なければ、平生町と言わないでも、平生町とすぐわかるようなもの、また、私たちが自信を持って言えるもので、我がまちの自慢、誇りになるものを地域の力を総結集して平生町の特色・シンボルらをつかって、平生町の代名詞をつくる考えはありますか。これらについて町長のお考え、お聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 本町の代名詞になるようなシンボルについての考え方はどうかと。

以前の久保議員が、この前、この3月議会だったと思いますが、平生の魅力について、平生町のどういう魅力をあれかという御質問をいただき、また、先般は9月定例で細田議員から、地域ブランドの政策についてということで、それぞれ平生町の特色あるまちづくりといいますが、平生のシンボルあるいは特色、こういうものについてどうかということで御指摘をいただいていた経緯があります。

以前は、平生町は、ある意味では本当に有機の里づくりということで、アルギットミカン等を中心に取り組んできた経緯もあります。かなり今は、生産者が高齢化をしております、なかなか後継者も育っていないというようなことで、あるいはまた、ミカンそのものの需要が落ちております価格も低迷をしておりますというようなことで、今、平生町とすれば、こういった地場の製品の、ある意味では価値を高めていくような取り組みといたしますか、そういうものを今、取り組んでいただいておりますひらお特産品センター、ここの存在というのをやっぱり改めて、しっかり位置づけをしていかなければいけないかなというふうに思っております。改めて、今、環境保全型農業の見直しをされておるようでございますし、この前からひらお産業まつりもやりましたが、やはり集客力はやっぱり抜群に特産品センターが持っておるという状況でありますだけに、上関が御承知のように道の駅ができる、田布施もそう、大和、光もそうというような状況の中で、改めてこのひらお特産品センターの持っておる、今日までの特色というもの、あるいはこれから一生懸命力を入れてやっていこうとされておる取り組み等については、やはり我々も支援をしていきたいというふうに考えております。特産品センター、今、県の柳井農林事務所管内でも、この前申し上げましたが、やまみちゃんブランド第1号店ということで認証をいただいております。あるいはまた、この組合の中でも加工品の特産品のコンクールで最優秀賞を県で受賞されるというような方々もいらっしゃるわけでございますから、しっかりその特色を生かした取り組みができるように支援をしてまいりたいというふうに思います。

そのほか、漁協の女性部の取り組み、あるいは商工会女性部の取り組み等々、あるいは青年部の取り組み等々ありますが、町としても、今言いましたように、本当にシンボリックにこれというのは、確かに平生町の場合は、これまでもそういった大きな観光資源があるわけではありません。ないけれども、ない中でそういうものをしっかり地域の資源を発掘をし、その価値を高めて地域にアピールできるような、そういう取り組みをこれからも、地道ではあってもやっていかなければいけないというふうに思っているところであります。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 私が、こういう一応質問したのは、9月の29日に、ユアサ商事の平生メガソーラーパークに四国地方から数十名が来られたんです。そのときに、見学者が来られたときに、私に聞かれたのは、「久保さん、平生町に住んでいるんだったら、平生町は農業の町ですか、漁業の町ですか。」と言われたんですね。単純に漁業の町、農業の町と言う場合には、その特産品何ですかって言われたら、僕もとっさに言葉が出なかったから、ちょっと口を濁して、昔、先ほど町長が言われたような、無農薬でミカンつくって神戸のほうに送っていたんですけど、今はどうなってるのかなと、そういう答えしか僕できなかったんですよ。だから、それで、今回こういうふうな、僕自身ちょっと質問してみたんですよ。実際、本当町外の方が来られ

て、それは僕の勉強不足と言われたらそれまでなんですけど、こういうものが平生町は有名です、これですって、そういう代名詞が本当、僕も欲しいなと、そのとき初めて実感湧いたんですよ。

だから、要するに平生町にいろいろ特産品、今、言われたようにいろいろあります。それで、いろいろ、こんな農業どうじゃこうじゃ、そして、先ほど言われたように、平生町の幸せをつむぐ7つの風車っていう、いろんなネット、あれに、ネットでいろいろありますが、今、言われたひらお特産品センターですか、そういういろんなあれもあるんですけど、それが単純に町民に本当に発信されているかちゅうのが、僕はそれ疑問なんですよ。

だから、僕が言いたいのは、そういう平生町に特産品がいろいろ今あると皆さんは、それは思っています。それで、平生町にこれだということを全町民が理解して、この品物が10人中半分以上の人が同じ答えが出てくるかというのが僕はそれが疑問で、そういう活動やPRが町行政やいろんなあれにも足りないのかなと。だから、そういうふうに、先ほど細田議員も言われたように、それぞれ団体、有志の団体で頑張っておられると言われましたけど、そういう団体をいろいろ集めて話したり、いろんなそういうPRづくり、いろんなそういうアイデアをどんどん取り入れて、平生町のためにそういうのをやってみて、町民と行政が一丸となって、平生町と言わなくても、ああ、風車、ああ、あれは平生町やと。そういう代名詞が出てくるような言葉っていうか、何ていうか、そういうのを僕自身はやってもらいたいんですよ。だから、町長いつも言われるように、それはいろいろ平生町の有名なあります。あるけど、本当10人中、本当半分以上の人が、一斉にみんな答えが出るような、そういう代名詞づくりをする考えがあるか。町長、ちょっとお話お聞かせください。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） そういう考えはしっかり持ってやっていきたいというふうに思っておりますし、発信力をつけていくという、先ほどからのお話がありましたように、やっていきたいなと。地域にある、やっぱり資源を、人も含めてどう磨き上げていくっていうような言い方があれですが、地域資源を磨くということをやったり我々、町の行政もしっかり皆さんと一緒に汗をかいていくということが求められているんだと思っています。努力をしていきたいと思っております。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応努力は認めますけど、努力やなしに、それを一步前進してもらいたいんですよ。そのためにも、やはり行政も、いろんな先進地にどんどん行政視察やったり、勉強したりして、僕らとお互いにそういう農業、漁業、観光、商工らの関係団体をもっと活発にさせ、それで、そういう話し合いをどんどんやりたいんですよ。そして、そういう話し合いをみんなんで、やっぱり1人よりは2人、3人集まったらアイデアもどんどん出てくるんですよ。だか

ら、そういうのをどんどんやりながら、平生町と言われたらこうですよっていうのを、そういうのをつくりたいんですよ。だから、くどいんですけど、そういうふうに、努力じゃなしに、もう実行、僕はあるのみと思うんですよ。そして、実行して、そういうアイデアをいろいろ取り入れて、ああ、こういうアイデアがある、ちょっとみんなで計画してやってみようかと。だから、それには、アイデアに関しても単純に、金が僕はかからなくても、金がないでもできるものも恐らくあると思います。だから、そういう考えがいろいろあって、ただ、補助金を出すだけじゃなく、そういうふうに情報や助言をどんどん行政やってもらいたいわけ。それするためには、やはり行政も勉強しなきゃいかんわけ。だから、そういう考えがあるか、最後にきちっと、努力やなしに、きちっと質問の答え、よろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 議員、御指摘の点については十分理解ができますので、それに向けてしっかり努力をするとしか言いようがありませんので、努力をさせていただきます。

.....
議長（福田 洋明君） ここで、暫時休憩いたします。再開を午後1時からいたします。

午前11時52分休憩

.....
午後1時00分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 一般質問をいたします。

まず、質問に入ります前に、山田町長におかれましては、今回の選挙で見事住民の支持を得られまして、5選目の町政がスタートいたしましたことに心から祝意を申し上げます。

初めの質問は教育委員会向けの質問ですが、先にちょっとここで祝意を表したのは、4年前には大変失礼なことをいたしまして、これを言うつもりが忘れておりましてから、その反省の意味もありまして、今後、私も議員の一員として、お互い切磋琢磨しながら町政発展のために頑張っ
てまいりたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

質問の第1は、教育施設の充実についてです。

教育委員会は、大変奮闘されまして、来年度、27年度で耐震化の、学校耐震化の事業が完了をいたします。これは計画的に取り組まれて、その時期時期の国の財政制度など敏感に活用されて十分な成果をおさめてこられたと思います。町長の報告もありましたように、100%耐震化が進んでまいります。大変いいことだと思います。

それで、私は仕事の関係上あちこちの教育施設に行くわけですが、その中で気づいたことを、

今回、教育施設の充実について取り上げました。

まず第一に、学校のいわゆるリフォーム、改装、改修です。いわゆる耐震化の事業ずっと見てみましたが、地震で倒れないようにするというのが主な事業目的であって、いわゆる学校自身の改修は進んでおりません。各学校を見かけることがあるわけですが、特に平生中学などはもう40年経過をしまして、途中での大規模改修もなく大変な老朽化が進んでおります。もう耐震改修をして、これから先長い間それぞれの教育施設を利用していくわけですから、時期に合ったようにいわゆるリフォームをしていくことが大切だと思います。大変な予算を伴うことですから、私は、ここにまずその計画的にリフォームを実施する計画をつくってはどうかと非常に考えております。各階だとかいろいろやり方はあると思いますから、そういったまず計画をつくることから事業が始まりますので、耐震化の事業もこのことに十分心がけてやったことが功を奏しまして進みました。これから先、学校のリフォームを進める年次計画をつくと、そうして国の財政措置も十分に活用しながら、国への財政措置の働きかけも進めて、計画を進めていくことは大切だと思います。このことについての質問が第1点です。

2点目は、各教室にいわゆる空調設備を完備することです。大変暑い夏がこのところ多い時期になっております。こういった中で、平生小学校の建てかえで空調設備の完備をいたしました。大変喜ばれておりますし、これから先、特に普通教室を中心に空調設備の完備は大変大切だと思います。そういった意味でも、いわゆる平生小学校の普通教室棟を建てかえる、あれが一つのこれから先の教室のモデルになってくると思いますので、そういった計画もこのリフォームの計画に入れてほしいと思います。このことについてどうですか。

3点目は、先ほど申しましたように、大変夏に暑い、熱中症対策というのが、今、学校でも大変大切になっております。あちこちの学校施設を見てみますと、いわゆる運動場と校舎との間の雨除けがあるようなところにウォータークーラーを設置して、児童生徒がいわゆる水の補給ができるような施設を備えた学校をよく目にするようになっております。本町でも各学校にこのような施設をつけたらどうかこう考えておりますが、いかがでしょうか。

議長（福田 洋明君） 高木教育長。

教育長（高木 哲夫君） ただいま、教育施設の充実ということで3点にわたって御質問をいただきました。耐震化につきましては、平成18年だったと思いますが、耐震化計画がつくられて、その後21年度から工事等に着工をし、そして来年度、予定では残りました2棟の工事が完了するというので、町長申し上げておりますように、耐震化につきましては100%を達成すると、国の指導の中でのことになってくるといふふうに都合7年間かかりますけど、1つの目的、目標が達成できるというところに大きな喜びを持っているところでございます。

その後の校舎リフォーム計画をという御質問でございましたが、当然、平生中学校につきまし

では、老朽化が進んでいるということは、学校現場からも大きな声で伝わっておりますし、私たちも学校に行く都度、こういう環境で生徒が勉強して本当に学力の向上になるんだろうかというように思っている中で、何とかしなきゃいけないという思いで毎日過ごしているわけですが、やはり中学校の普通教室棟、さらには平生小学校の第3校舎、グラウンド寄りの3年生と4年生が入っている校舎ですが、この校舎についてもほとんど手が入れられておりません。ですから、議員さんおっしゃるように、そういった計画を、整備計画を策定をしたいというのは気持ちとしては同じでございます。27年度に耐震化の工事が終わりますので、27年度において学校施設の改修計画、そういったものを策定したい。やはり絵に描いた餅に終わってはいけませんので、財政当局も一緒になって財源対策も考えながら、都合5年間ぐらいでやれるんじゃないかなというような思いで計画を策定していき、できれば28年度からそういったものに着手していければというのが今の考え方でございます。

次に、そのリフォームにあわせて普通教室等への空調設備の設置でございますが、本当に平生小の新校舎につきましては、当時の国の優遇的な制度、補助金等がありましたから、全ての教室に空調設備をすることができました。現在、平生中、平生小の、先ほど言いました第3校舎、そして佐賀小学校の普通教室棟、全てやっぱり空調の設備はございません。この2007年に気象庁が「猛暑日」という言葉でもっているような形でそういう呼びかけをしておりますけど、その中で、やはり暑くて勉強できないとかいろんな問題が出てきております。そういったことも踏まえて、国としては空調設備の設置については、補助金制度も設けておりますので、リフォーム計画にあわせて空調設備等についても設置していければというふうに思うところでございます。校舎がきれいになり、空調も設置できれば、今以上にやはり子供たちの学力等については上がっていくのではなかろうかというふうに思っておりますので、ぜひ進めていきたいという思いでございます。

3点目のウォータークーラーの設置につきましては、今、児童生徒は水筒を持参しながら水分補給を、授業の間とか休憩時間とか、そういったときにちゃんとしておるわけですが、特に中学校においては、部活等もあって学校での時間が長いということになりますと、やはり水筒一つでは水分補給が十分ではないという実態があるかと思えます。そういう中で、ウォータークーラーが設置されれば、当然生徒にとっては喜ばしいことではあるとは思いますが、これから学校の意向なりまた設置箇所なり、いろんな問題点等も多々あるように聞いてはおりますので、そういったところが整理できれば予算的にはそんなに負担になるものではございませんので考えていければいいなというふうにも思っているところでございます。

何分にもリフォームということになりますとかなりの予算がかかりますが、先ほど町長の未来開拓戦略の中に、教育施設の充実ということもあったように思っております。そういった町長の

方針、あるいはまたこういった御質問を追い風としながら、私ども教育委員会でそういった責任を負っている者としては進めていきたいと、また議員の皆様の御理解、御支援をお願いをしたいと思っています。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 私は、昭和50年に議会に出まして、その当時、平生中学校に行きまして、自分が卒業した学校のことを思えば雲泥の差が出て、大変立派な施設だったことを思い出します。年数がたてば時代も変わってきますから、大変前向きな発言をいただきましたからお願いをいたします。その後ちょっとつけ加えると、やはり平生小学校の第3校舎、その後新築を、児童がふえたために新築をしました。平生小学校は大規模改修もその後やっておりますが、今解体して新しくなりましたから。いずれにしても中学校は緊急の課題ではないかという気もしておりますから、ちゃんとした長い目で計画をつくって、財政措置もよく考えてやられるようお願いをいたします。

それで、この問題を取り上げた一つには、町の、いわゆる町の政策として、どうかして投資的経費を確保していくと、これは町の元気活力をつくるためには、どうしても必要な町の財政運営なんですよ。そういう意味からも、やっぱり必要な事業は積極的に長期計画で、財源も見極めながら、積極的な、やっぱり投資的な経費の確保をしていく。こういう点からも、この事業をぜひやっていただきたいと思います。

それから、空調についてですが、先ほどの答弁で全部いいわけですが、例えば、こういう話を聞いたんです。夏休みの終わりごろになると、どこの児童生徒も宿題がたまって大変になってくるんですよ。それである学校の話聞いたんですが、学校において、ちゃんとクーラー入れて涼しくしちよってあげるから来て宿題やりなさいと、援助もしますよと、そういった援助をしている学校もあるみたいなんです。これは大変助かると思うんです。そういう点からも、そういう施設の充実がやっぱり教育の向上につながっていくと思いますので、よろしくをお願いいたします。

次に行きます。環境対策についてですが、太陽光発電が大変な勢いで、今、増加をしております。初めは、いわゆる省エネだとか、地球の環境対策ということで個人的に自分の家の屋根に太陽光パネルをつけられるという先進的な方を多く見かけてまいりました。平生町も若者住宅にはこれを取り入れました。しかし、原発事故以降、いわゆる再生可能エネルギーをふやすということで買い取り制度ができて、投資的目的でこの制度がどんどん活用してメガソーラーを中心に、農業委員会の仕事も太陽光発電の転用が大変忙しいという状況にもなっておりますように各地につくられております。それはそれで私は評価をするわけですが、この設備の廃棄をすることについて、当面はよっぽど台風とか何とか、民家のパネルが飛ばされない限りは起きないとは思

いますが、これだけ大規模に一挙にやれば、いずれ劣化の時期が来るわけで、これをどのように廃棄するのかということが、大変、私は今から見据えておく必要があると思います。

それで、調べておいてほしいから通告をしておりますけど、まず太陽光発電の設備はどんな素材でつくられておるのか、その素材は廃棄後にどのように処理されるのか、またその処理を責任は誰が負うのかと、その費用は誰が負担をするのかと、こういった問題があります。

それから、いろんな状況が違いまして、家庭用の個人的にやられた太陽光パネルと大規模な施設、これについてはそれぞれ対応の考え方が違うと思いますが、これらについてはどのように、もし方向が決まっておるのならどのようになっていくのですか。

それから、いわゆる複雑な所有形態といえますか、投資をする人間が、太陽光発電を設備する会社に、自分は投資だけして、この区画は私の投資部分ですよといったいろんな形がございます。じゃあこういったときの最後の責任のとり方はどのようになっていくのかと、こういった問題もあります。

いろいろ申しましたが、これはやっぱり国が責任もって法整備を進めていかなければ、地方自治体ではなかなか簡単なことじゃないと思うんですが、こういった国における法整備から各地方自治体に対する国の指導っていうのはどのようになっているのか、この点もお伺いしたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 太陽光発電設備の廃棄、環境対策ということで廃棄についての考え方の御質問をいただきました。当面はあれかもしれませんが、太陽光発電モジュールの寿命到来が大体25年から30年というふうに言われますから、おのずからその時点においては大量廃棄の状況を迎えるということになるわけですが、それに至るまでにもしっかり対応していかなければいけない課題だというふうに受けとめております。

まず、何からなっておるのかと、太陽光発電設備の中核は太陽電池モジュールということになります。そのほか支える台とかいろいろあるんですが、問題はその太陽電池モジュール、これガラス、金属、プラスチックが主成分ということでございまして、それぞれ規模の大小は別にしても、事業者が事業活動を目的として設置をした場合の太陽光発電の設備が廃棄されるという場合には、これはもう産業廃棄物の扱いになりまして、当然、金属、廃プラ類はリサイクル、モジュールのガラス部分は埋め立て処分ということになるようございまして、費用は当然排出した事業者負担ということになります。

一般住宅の屋根に設置された場合はどうかということなんですが、これはこのモジュールが廃棄される場合、通常は個人がっていうよりも業者に撤去をお願いをするということに恐らくなるだろうと思いますので、撤去業者が排出事業者ということになる場合は、これはもう産業廃棄物

の扱いです。ただ、自分が、わしがのけると、それを熊南総合事務組合に持っていくという場合
っていますか、そういうケースもなきにしもあらずですが、その場合は、一般廃棄物の扱いと
いうことになるわけございまして、不燃性粗大ごみの扱い、したがって、これは持ち込んだら
処分費用については、熊南のほうで見るといいますか、持ち込んだ場合は、処理費用は町のほう
が、こちらが見んにゃいけんようになるということになるわけでありましたが、これは極めてまれ
だと思えます。恐らく事業者に頼んでやってもらう、その場合は産業廃棄物扱いということにな
ろうと思えます。

事業者が分譲目的、いわゆる投資目的で、先ほどから出ておりますように、この設備を売電収
入を得るためにやる場合、設備そのものの所有権が個人の所有権となるかどうかということにな
るわけございまして、通常、土地とともに太陽光発電設備の費用を含めて購入をして、土地設
備ともに個人所有ということで、今なっているようございまして、設備の保証が10年、出力
保証が20年で実施をしているケースが多いということになっておるようございまして。この廃
棄または撤去の場合でも、個人で行うというのは、極めて技術的な問題もあってなかなか難しい、
設置業者にやっぱりお願いするということになるから、その場合も産業廃棄物の扱いということ
になろうというふうに思っております。

基本的にはそういう考え方でこれから処理をされていくわけですが、今、御指摘のように、こ
れは法的な整備が、まだこの辺の十分対応がされておられません。使用済再生可能エネルギーの設
備に関する調査、環境省や経済産業省、それぞれいろんな調査をしたり、このリサイクルの技術
開発に向けた予算計上等々が行われておりますが、現行では、廃棄物の処理及び清掃に関する法
律、清掃法、廃掃法でこの処理をされるということになるわけですが、恐らく、先ほども言いま
したように、これから将来、この適正処理というのが一つの大きな課題になってきますから、当
然新たな、恐らく一部改正という、この廃掃法の一部改正という方法もあるんでしょうが、恐ら
くこういった再生可能エネルギーの設備に関するこういったリサイクル等を含めた処理のあり方
については、新たな立法措置が講じられていくものというふうに考えております。いずれにし
ても現時点ではその辺は、まだ、今、国が調査をして、それをまとめて、いろんな技術開発に動き
出した段階ですから何とも言えませんけれども、そういった方向でこれから検討がされていくも
のというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 大変、私はこの問題心配をしておるんですが、今すぐに起きな
いから別に深刻に誰も考えてないと。例えば、農地を転用して太陽光パネルを置いたとこなんか
は、20年たってみて、結局発電能力はなくなったが誰も撤去しないと、放置をされたまんまと。
周辺は草ぼうぼうと。例えば廃屋の上にも太陽光パネルが大量に存在をするという事態がかなり

予測されるんです。特にこれから先、投資目的のパネルは個人の屋根を借りて、それぞれの太陽光パネルを置かしてもらって、その設置場所を求めていくと。ある地方自治体では、自治体ごとでそういうことを考えてやるとこもあるようですけど、そうすると、これから先そういった撤去を本当に誰が責任を持ってするのかと、放置をされるのかと、こういった深刻な問題がいずれ予測をされるんですね。今は行け行けどんどんですから、何も起きませんが。そういった撤去をするその責任をちゃんと負わせるということは、つけるときからちゃんとやっておかないと、難しいんじゃないかと思うんですね。そういった点でも法体系の整備が急がれると思うんですが、この点について地方から、また住民サイドから声を上げていくことがなければ、またこの法整備もされないのかということになってくるんですが、いずれにせよ長い先ですから、今なかなか問題にならないと、今までの政治の悪いその側面が、また同じことを繰り返しておるんじゃないかという気がしております。

この点について危惧がございますが、町長としてこれから先どのように取り組んでいこうという、もし決意でもあるなら、お伺いしておきたいと思います。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 処理についての法的な整備のあり方について、何らかの対応が必要になってくるとこの認識は一緒だと思いますが、先ほども申し上げましたように、それぞれ環境省なり経済産業省なり、現在調査を取りまとめをしたり、これから新しいこういった再生可能エネルギーの施設の設備に関する適正処分等々についてのあり方について、いろいろ技術開発も含めて検討が、今行われているという状況ですから、そういった動向も十分見ながら、町としてもこういった今のところそういう状況はありませんけれども、いずれそういうことが懸念をされるということですから、しっかりその辺の対応がタイムリーにとっていけるように、国や県に対しても、これからも働きかけはしていかなければいけないというふうに思っております。

.....
議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） では、一般質問を行います。

質問の要点は、本町の行政運営方針についてです。特に何がお尋ねしたいかということ、第四次総合計画のことにしてお尋ねをさせていただきます。

まず1点目に、第四次総合計画の位置づけについてということで、見出しをつけさせていただきました。

地方自治法の一部改正によって、基本構想はそれぞれの市町村の議会の議決事項というものが削除されました。それが23年の5月ということで、その後に本町の第四次の総合計画は、基本構想を含めた基本計画、いわゆる総合計画が策定をされて現在に至ってるわけですけども、そ

の法的根拠は、地方自治法でございました。

市町村における基本構想の策定は義務づけられていたということ、それと、基本構想の策定は議会の議決を得なければならなかった。市町村の基本構想は、地域における総合的かつ計画的な行政運営に資するものであったということ。それと、もう一つ、自治体経営はこの基本構想に即して行われるべきだと、この4つのことが削除されたってということで、今、第四次総合計画は、その時点では確かに基本構想を含めた基本計画は、私どもの議会の議決を得て第四次総合計画って、市町村の行政運営上、一番最も高い位置にある指針、方針っていうんですかね、そういうものではありましたが、この23年の5月に一部改正が行われまして、そういったものが削除されました関係で、今、法的な根拠はなくなっているのではないかと思います。

一方、町のいわゆる条例、基本的なルールをいろいろ調べてみましても、その行政運営上の大きな方針であるっていう根拠が定めてはないのではないかと。一方では、何かとその指針として基本のテーマ、第四次の総合計画が前面に出てきた行政運営がなされております。これらっていうのは、町独自においても、法的な根拠を整備して、やはりいくべきではないのか。また、新たな今後定めるものに関しては、いわゆる市町村の独自の判断というものが定められてはいると思いますが、それにしても32年までということで、今、過渡期でございますので、宙に浮いてるような状態じゃないかというような懸念があるわけです。

それで、一方で、その現在の第四次総合計画の平生町の位置づけはどのようになっているのか。常々、町長は住民と行政のまちづくりの共通の指針である総合計画の位置づけが、何ら変わるものではないというようなことを言われてはいますが、その根拠となるものは何なのか、そのことをまず1点目にお尋ねをいたします。

それと、2点目なんですけれども、第四次総合計画では、前期計画と基本計画っていうもので5年ずつで分かれております。現在、来年27年度に後期基本計画を策定準備中というお話は聞いております。しかし、今現在、法的根拠が担保されておりませんので、いわゆる住民の皆さん方にそれをどのようにお知らせをしていくか、また、後期計画としてのその行政運営上の位置づけの担保ですね、今、法的根拠がなくなってますので、その中で後期計画を策定されようとしてるっていうことは、それなりにやはり正当性の担保が必要ではないか。例えば、条例で決めるとか、議会の議決が要るとか、これは一連の流れの中で、第四次の総合計画の中での位置づけですので、それをそのまま引きずっているんだって言われればそうなのかもしれませんが、この地方自治法の改正は、より市町村の自主的な取り組みとして、新たな形で総合計画に生まれ変わることが望ましいんだよというようなことも、たしか言われてたと思います。その辺のところはどのように捉えて、今、後期の基本計画を進められようとしているのか、そのことを2点目にお尋ねをいたします。

それと、今後のことなんですけれども、これは10年という一スパンの中で考えますと、当然町長さんの任期とも絡んでくるわけなんですけれども、第5期目がスタートしたってということで、今後どうされるかっていうのは、先ほども申し上げましたけれども、長の責任と裁量によって、必要性を含めた対応、検討をしていくべきではないかと思うんですけれども、なかなか聞いておりますと、たまたまちょうど後期の計画を策定する段階で、町長さんのこのたびの選挙公約等も後期計画の中に、冒頭の行政方針に至るまでのお話の中で、若干触れられていましたので、選挙公約を含めたこのものの計画をどう進めていくというのは、今後見守ってはいきたいと思うんですけれども、全体として、いわゆる基本構想と基本計画、それと当町の場合は、実行計画になるものの、3段階にたしかになっちゃったと思うんですけれども、そういったものはどのようにされるのか。今からでも議論を始めていくべきではないかとは思うんですけれども、そのことのお考えをお尋ねをさせていただきます。以上です。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 本町の行政運営に関連をして、総合計画の位置づけについて、第四次総合計画の位置づけについてということでございまして、総合計画と地方自治法の一部改正については、議員御指摘のように、23年5月2日、一部を改正する法律が公布をされまして、基本構想の法的な議会の議決を得てということであったわけですが、策定するかどうか、あるいは議会の議決を得るかどうかが、町独自の判断に委ねられていくということに、地方主権の時代だから、それぞれが主体的に、自主的にやれと、こういう趣旨だというふうに受けとめておりますが、そういう形で改正をされたのは、議員御指摘のとおりでございます。

ただ、この位置づけについて、四次総合計画については、これは御承知のように、基本構想の議決については、平成22年の12月議会で、したがって地方自治法が改正前に、12月議会で議決をいただいております。町議会の議決をいただいて策定をしたという経緯がございます。それだけに、町としての基本的な行政運営の指針としてのこの第四次総合計画のその持つ重みというのは、しっかりそこで私は担保されているというふうに思っておりますし、確かに総合計画の中でも、序論の部分で前期基本計画、後期基本計画を策定をして取り組んでいきますよということも、その中に明記をさせていただいておりますので、したがって、総合計画とこの後期の基本計画については、根拠とすれば、この議会の議決をいただいたと、改正前でございますけれども、そのことを踏まえてやっぱり対応していくというのが、基本的な考え方であります。

総合計画の位置づけと、それから後期基本計画の根拠については、そういう形で理解をいたしておりますし、今後の考え方でございますが、総合計画っていうのは、先ほどから言っておりますように、町の総合的で計画的な行政運営のあくまでも指針を示す、町の将来展望を示していくというものでありますから、法的な義務づけがなくなったとはいえ、こういった基本構想にする

か、基本計画まで含めるかどうか、これは別にしても、町民の代表であるこの議会での議決を得て、策定をしていくと、決めていくということは、私は大変大事だと思っておりますし、そのことによって、町民の総意としての計画の重みというのが、私はできるもんだというふうに思っておりますから、あるべき形とすれば、おっしゃるように、条例でこれは議決事項を定めることができるわけですから、いずれそういった条例で決めていくというのが、あるべき筋ではないかなと、現段階で私の答えとすれば、そういうふうに思っております。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 確かに、町長さんの言われるように、22年の12月に議会のほうで基本構想なるものを含めた総合計画は、議決をさせていただきました。ただ、それも地方自治法が改正される前の段階でございますので、環境が随分と、その裏づけとなる環境が変わりました。削除されたわけですから、直ちに、議会の議決とともに住民とのやっぱり共通のまちづくりの指針となる共通の認識というものが、素地をつくり上げるためにも、早急な対応をされるべきではないかということをお願いしておきまして、私の質問を終わります。以上です。

議長（福田 洋明君） これをもって、一般質問を終了いたします。

議長（福田 洋明君） これより行政報告に対する質疑に入ります。質疑はありますか。河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） いわゆる行政報告、きょう言っていたことじゃないんですけど、以前から思うんですけども、いわゆる町長さんが冒頭に国とのかかわり、それとあといろいろ言われまして、行政報告っていうような形で言葉を区切られてそれぞれ言われるわけですけども、議会の日程上、日程第4で行政報告っていうことであるわけですけども、どうしてそういうふうに行行政報告っていうふうに分けられるのか。

きょうの、常々この間からも思ってたことなんですけれども、いわゆるきょうのお話の中でも、国の概算要求の後、いわゆる11月ごろから新年度の概算要求の考え方と方針を示したと。実はこの辺からがもう既に行政報告じゃないかっていう感じもするんですけども、どのようにいわゆる言葉を使ってらっしゃるのかどうなのか。ここ何回か非常に行政報告を区切っていらっしゃるなというふうに思ったもんですから、一番大事なところは、それぞれの事務事業の進展状況、これも大切なんですけれども、いわゆる来年度の予算編成のことについても触れられてるわけですから、行政報告としては、その辺が私自身は適当ではないかなというふうに思うんですけども、どういうふうな枠組みっていうか、行政報告持っていらっしゃるのかだけ、ちょっとお尋ねをさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 私の確かに提案理由説明と、前段の部分でかぶってくる、最初に行政報告をしながら、それが本当はそのまま提案理由に入っていけば、国の動向、あるいは県の動向なり、経済状況を踏まえて、本町としてはこういう格好でいくんですよという流れの中で、補正予算なり何なりの説明をしていけばいいんだと思うんですが、どうしても行政報告の項目が入ってきますので、入れる位置とすれば、一番最初に持ってくるのもどうかという気もしますし、一般論、一般的な動向を説明をしながら、この9月以降の取り組みについては、こうこうですよということで、行政報告をここに入れさせていただいておりました、恐らくこれ平生町だけのこういう形になってるんだろというふうに思いますけれども、これはこれで、今までお互いに皆さんともつくり上げてきたといいますが、一つの流れだというふうに思っておりますので、一番いい方法があれば、これからも考えますし、今の流れとすれば、途中でまた教育委員会の行政報告も入ってきますけども、それぞれ行政報告を踏まえて、それぞれ提案理由の具体的な説明に入っていくと、前段で一般的な状況報告をさせていただくということで、今整理をさせていただきます。

議長（福田 洋明君） 河内山宏充議員。

議員（10番 河内山宏充君） 濟いません、言葉足らずでちょっと私の質問の意味が伝わらなかったようで、私が申し上げたかったのは、11月25日ごろから予算編成方針を指示したと、いわゆるこの辺から行政報告じゃないかっていうようなことを申したつもりだったんですけれど、ですから、その全体のことを、私は言うたわけじゃ、流れの中でそのように言うつもりなものですから。そういうふうなお考えなら、今後、この場をお借りして議会運営委員会で、非常にそのことは検討していただくように、私のほうから要望しておきます。

議長（福田 洋明君） 暫時休憩します。

午後1時43分休憩

午後1時44分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 行政報告の中で、協働のまちづくりについて報告がございました。各地区の公民館単位でいろいろと所管のところで大変な努力をされておると、このこと自身は、私はそりゃ否定するわけでは、評価もしたいと思いますが、どうも報告を聞いてみると、協働のまちづくりというよりは、地域にやれやれまちづくりという感が否めないんですよね。行政の姿が見えないといいますが、一生懸命協議会をつくるための奔走はされておるようですが、行政と地域が協働するという形が、今、地域にやれやれ、協議会をつくってやれやれと、やって

ならお金を出しますよと、まあ支出も済んでおるようですけど、ちょっとそういうパターンになり過ぎておるのではないかと、もともと協働まちづくりに対しては、私はいろんな意見を申し上げてまいりましたが、ちょっとこのことについて、お考えを聞いておきたいと思うんですが。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 行政と地域住民一体となってこの取り組みをやろうということで、今それぞれ地区において、準備会等が設立に向けての協議がされております。

できるだけ組織の設立の過程、そして計画については、策定の過程でできるだけ多くの皆さんの意見も集約していこうと、その中に当然、町の地域にかかわっておる職員も含めて、できるだけかわりを持つようにということで、今、指示もさせていただいております。

なかなか、前に出てリードしていくというよりか、むしろ後ろでしっかりバックアップをして応援をしていくと、支えていく、地域の方々が主体的に取り組んでいけるように、行政もそのかわりしっかり相談をしながら対応をしていけるようにということで、今それぞれの地区で、行政ともしっかり皆さんと相談をしながら、担当のところは、しっかり協議を重ねてやっておりますので、いろんな形でまた町との連携というのは、それぞれできあがっていくというふうに思っております。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） ちょっと、今の町長のあれでちょっとつけ加えますので、一応僕らコミュニティ協議会でもまちづくりいろいろやって、話し合いやってるんですが、そのときにやはり、地元の町職員さんも、僕らの部会に入っているいろいろ話し合いも一緒に来てくれます。この前も挨拶運動も、出勤前に7時にきちっと来てお手伝いに来られました。それで、「あんたら、仕事間に合うんか。」と言ったら、「いや、間に合うように行きます。」ということで、その地元の職員さんそれぞれその地域で、宇佐木地域では頑張っておられます。ということで一言、ちょっと今ごめんなさい。変なこと言って。そういうことです。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって行政報告に対する質疑を終了いたします。

次に、提出議案に対する質疑に入ります。分割して質疑を行います。

まず、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算から議案第4号平成26年度平生町漁業集落環境整備特別会計補正予算までについて、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 補正予算の民生費15ページですが、保育所運営費です。

4,488万8,000円の補正が組まれております。これに対して提案理由の説明では、実績見込みを勘案して補正をしたという説明でございますが、今までの実績、これからの実績、数値を示してちょっと説明をしていただきたいと思います。どうしてこういうことになったのか。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） 健康福祉課長のほうから答弁いたします。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） 法人保育園の委託料でございますけども、保育所運営費で26年度の実績、当初の予算計上に対して実績でございます。毎月の法人支弁額を計算しております。実績に基づいて4月から10月までの実績が述べ約9,100万円、今後11月から3月までの見込みを含めると、1億6,600万円の見込みがございます。よって、当初額1億2,800万円を計上しておりましたけど、その差額の約3,700万円の不足が生じたので、その補正額と、またもう一点、一時預かり事業、これも家庭において一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児に対して、保育所で一時的に預かって必要な保護、保育を行う事業でございますけども、これも当初予算の54万円でございます。それで4月から毎月支出額を計上しております、実績が4月から9月までが約86万円。残り10月から3月までが、およそ110万円程度の見込み額が見込まれますので、合計200万円を越えます。

よって、当初の予算額から見込み額を引きますと、149万5,000円不足、補正額をこのたび計上させていただきました。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） 中身としては、法人保育園の委託料が当初1億2,000万円ぐらいを予想してたのが、1億6,000万円要るようになったために補正をしたと、こういうのが筋のようですが、どうしてこれだけふえたのかという理由を聞いたんですが言われない。

あのね、ちょっと、きのう秘密保護法が施行されたんですね。すぐこれが出るのは、沖縄の密約問題なんです。外務省の当時のアメリカ局長吉野文六さんが国会で協定の密約は、ないない、ないないとずっと職責のある間ないないと言って通されました。そして、退職された後であったと、ああこれで本当のことを言って肩の荷が下りたという話がありまして、このことについて、昨日のある新聞で元検事総長がいろいろ評論をしておりました。行政というのは、まあ国家権力ですね、あのときには、うそをずっとつき通すと、最後まで何があっても、ちょっとその体質を感じるんですがね。

例えば、この間にどうしてこれだけ法人保育のお金が大量にいるようになったのか、措置する児童がふえたのか、そういうことを言っちゃないじゃないですか、どうして本当のこと報告されるのですか。これだけの補正予算を組まなければならなくなった事態について、ちょっと町長に

考えを聞いときます。

議長（福田 洋明君） 山田町長。

町長（山田 健一君） この件につきましては、先般御説明をさせていただきましたように、1つは、基本的には計算のミスがあったということでありまして、そういうことのないようにしっかり肝に銘じてやりたいと言って、今、課長のほうからも皆さんにおわびを申し上げさせていただいたという経緯を踏まえて、きょうは、そういう説明をさせていただいたわけであります。

議長（福田 洋明君） 平岡正一議員。

議員（11番 平岡 正一君） さきの全員協議会は公開でしたから、ここで言っても構わないと思うんですが、本来なら12カ月分とするところを8カ月で、いろんなソフトの影響で計算したために約4,000万円の不足が生じたと言って、初めはわけのわからない説明でしたが、2回目の質問をすると課長のほうから中身が説明がございまして、おわびもありました。

しかし、これが一部署の課長のおわびで済まされることですか。提案理由の説明の中でどうしてちゃんと説明をして、みずから反省をしたことを言われないんですか。町政の最高責任者、副町長も責任が当然あると思いますが、5選目の出発に当たって、初心を忘れずにやるという話も聞いて期待をしておったんですが、そういうミスがあるならちゃんと報告をして、謝罪もして、すっきりとやっていくのが一番筋じゃないですか。そうして職員全体も、町の幹部に、ああいう場で迷惑をかけたと、これからは一生懸命こういうことのないようにやっていかんやいけんという緊張感が生まれるんじゃないですか。大事なところで頼かむりをして過ぎて、実績に基づいて提案したなどという虚偽の説明をして。町長、副町長ちゃんとお考えを聞いておきたいと思えます。

議長（福田 洋明君） ここで暫時休憩いたします。

再開を午後2時10分からいたします。

午後1時57分休憩

午後2時10分再開

議長（福田 洋明君） 再開いたします。

佐竹副町長。

副町長（佐竹 秀道君） 先ほどの補正予算の保育所運営費の中の法人保育園の委託料についてでございますけども、このたびの補正予算で大変多額な補正をお願いをいたしております。これは先ほど説明いたしましたように、実績の見込みとそれから単純な違算によるものでございまして、議員の皆様には、大変予算に対する信頼を損なうような結果になりましたけれども、そのことに対しまして深くおわびを申し上げたいというふうに思います。

今後こうしたことのないように、各課においても、予算の編成においては、確実なチェックをかけるといったこと、また、緊張感を持ってしっかりとやるようにということで、積算根拠のさらなる厳重なチェックをしながら、今後対応してもらいたい、今後、絶対こうしたことがないように、二度とこうしたことがないように、そうした防止対策を考えていきたいというふうに思っておりますので、おわびを申し上げまして、この法人保育園の補正予算について、どうぞよろしくお願いたします。以上でございます。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 9ページで、民生費県補助金かな、安心子ども基金事業費で、ほとんど使われていないような減額がされていますけど、一応これは、単純に県に申請したけど事業をやめたのか。

それと12ページの委託料で、後期基本計画アンケート調査として8万4,000円があるけど、減額になっているけど、これは予算とあれしてプラマイゼロになっているから、アンケート調査はやめたのか、それともほかの補助金で対応したのか。

それと、ごめんなさい、12ページの一番下の住基システムプログラム変更でも、極端言ったら、予算の半分ぐらいの補正が組まれているけど、最初からこういうプログラム変更は途中であったのか。初めから一応プログラムの変更がわかっていたら、わざわざ今までの予算の半分をまた上げる必要も僕はないと思いますし。

それと、14ページの先ほど言われた日中一時支援事業や移動支援事業にしても、大体移動支援事業というのは、26年度予算の大体100%近くの補正を組まれていますし、一時支援事業にしても最初の予算より約30%ほどの予算が組まれています。これはどういうPRでして、それだけそういう人がふえたのか。いろんな、そういうのを取り組まれたのか。

それと、国民健康保険の7ページで、極端に言ったら、退職どうじゃこうじゃ言うて、補正が予算より多いような格好で、やはりこういうのは予測というのはなかなかつきにくいですか。それをちょっと一般論でいいですから、一般被保険者療養給付費にしても、ある程度補正が、これはマイナスになっているんかね。それで、一番下の退職被保険者としては、最初の予算よりは大きくなっているわけ。ということは、そういうのは、予測がつかないからこういうことにやはりなるんか。それとも予測が、今個人情報やどうじゃこうじゃ言われていますけど、そういう予測がつけにくいんかね。そういう中身をちょっとわかる範囲でいいですから、よろしくお願します。

議長（福田 洋明君） 田代健康福祉課長。

健康福祉課長（田代 信忠君） まず、1点目でございます。

9ページの安心子ども基金事業費の減額でございます。これは当初県費の補助金ということで

安心子ども基金事業を計上しておりましたけれども、国費と県費の補助金に分かれまして、その下にあります県費ですけど、保育緊急確保事業費で2つの国費と県費に変更になりまして、安心子ども基金事業費は減額しております。

それから、14ページの障害者福祉費で委託料で、日中一時支援事業と移動支援事業費を補正させていただいております。この日中一時支援事業というのは、障害者の日中における活動の場を確保し、障害者の家族の就労支援や介護をしている家族の一時的な負担軽減を図るために行っている事業でございます。これともう1つ移動支援事業というのは、屋外での移動に困難がある障害児、障害者について、外出のための支援を行うことによりまして、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的に買い物とか病院への外出とか、余暇活動の社会参加のために外出する際に移動の介護を行う事業でございます。

これらの利用状況を見ますと、制度の浸透もありまして、利用者がふえているということで、今回増額の補正をさせていただいております。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 藤田総合政策課長。

総合政策課長（藤田 衛君） 次に、12ページの企画振興費委託料の減額理由でございます。

これは後期基本計画アンケート調査の2,000人の抽出作業を地域別、男女別、あるいは年齢構成等を勘案しまして均一の割合で抽出するための作業を委託する予定にしておりましたけれども、庁内システムを利用しまして職員で対応できたことによる減額でございます。

議長（福田 洋明君） 兼末税務課長。

税務課長兼徴収対策室長（兼末 仁君） 御質問の内容は、委託料の61万1,000円と思いますが、この61万1,000円は、26年の法改正によりまして、軽自動車税が税率が変更になりました関係で、住民情報システム課税プログラムの改修の費用でございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 石杉町民課長。

町民課長（石杉 功作君） 先ほどございましたように、退職被保険者の予算額を増額させる理由でございますが、昨年の4月1日と今年の4月1日の被保険者数が25%減少しております。その関係で予算額も同様に減少させておるわけですが、実績を見ると、昨年度と比べると95.37%と去年の実績と比べて余り変わりがなく、そのままの予算で行くと予算不足を来すおそれがあるということで、このたび退職被保険者の予算額を増額をさせていただいたところでございます。以上でございます。

議長（福田 洋明君） 久保俊一議員。

議員（3番 久保 俊一君） 一応わかりましたけど、今後そういういろんな情報というかデータをきちっと取り入れて、新年度の予算もこんな倍以上補正を組まんような予算をよろしくお願

いして、一応要望事項で言っておきますのでよろしくお願いします。

議長（福田 洋明君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

次に、議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。

これをもって提出議案に対する質疑を終了いたします。

ここで日程の変更についてお諮りいたします。一般質問、行政報告及び提出議案に対する質疑が終了いたしましたので、12月12日の本会議は休会といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、日程を変更することに決しました。

したがって、本日の議事日程に日程第11、委員会付託を追加いたします。

日程第11．委員会付託

議長（福田 洋明君） 日程第11、お諮りいたします。

議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算から議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までについては、会議規則第35条第1項の規定より、お手元に配布の付託表のとおり、各常任委員会に付託いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第5号までについては各常任委員会に付託することに決しました。

議長（福田 洋明君） 本日はこれにて散会いたします。

次の本会議は、12月19日午前10時から開会いたします。

午後2時23分散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 村 中 仁 司

署名議員 久 保 俊 一

平成26年 第6回(定例)平生町議会会議録(第2日)

平成26年12月19日(金曜日)

議事日程(第2号)

平成26年12月19日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

本日の会議に付した事件

- 日程第2 議案第1号 平成26年度平生町一般会計補正予算
- 日程第3 議案第2号 平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算
- 日程第4 議案第3号 平成26年度平生町下水道事業特別会計補正予算
- 日程第5 議案第4号 平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算
- 日程第6 議案第5号 平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例
- 日程第7 意見書案第1号 「手話言語法」制定を求める意見書
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第9 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 松本 武士君 | 2番 村中 仁司君 |
| 3番 久保 俊一君 | 5番 中川 裕之君 |
| 6番 河藤 泰明君 | 7番 湊上 正博君 |
| 8番 細田留美子さん | 9番 柳井 靖雄君 |
| 10番 河内山宏充君 | 11番 平岡 正一君 |

12番 岩本ひろ子さん

13番 福田 洋明君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 河島 建君

書記 村井 泰行君

説明のため出席した者の職氏名

町長	山田 健一君	副町長	佐竹 秀道君
教育長	高木 哲夫君	会計管理者	高岡 浩行君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長			羽山 敦紀君
総合政策課長	藤田 衛君	町民課長	石杉 功作君
税務課長兼徴収対策室長			兼末 仁君
健康福祉課長			田代 信忠君
経済課長兼農業委員会事務局長			岩見 求嗣君
建設課長	瀬戸 孝博君	佐賀出張所長	安村 昌己君
教育次長兼学校教育課長			角田 光弘君
社会教育課長			藤山 一人君

午前10時00分開議

議長（福田 洋明君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

・

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（福田 洋明君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により、議長において、中川裕之議員、河藤泰明議員を指名いたします。

・

日程第2．議案第1号

日程第3．議案第2号

日程第4．議案第3号

日程第5．議案第4号

日程第6．議案第5号

議長（福田 洋明君） 日程第2、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算から日程第6、議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例までの件を一括議題といたします。

本件に関し、12月11日の本会議において、関係常任委員会に付託いたしました議案につき、委員長の報告を求めます。久保俊一産業文教常任委員長。

産業文教常任委員長（久保 俊一君） 産業文教常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年12月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第3号及び議案第4号につきまして、12月15日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第3号及び議案第4号については、全て全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中所管事項について、労働費では、勤労青少年ホーム運営費の工事請負費の減額理由について質問があり、外灯設置工事が完了したため、執行残を減額するものであるとの説明がありました。

土木費では、土木総務費の賃金で、事務補助員の目的について質問があり、平成27・28年度建設工事等入札参加資格審査申請の受付事務のためであるとの説明がありました。

教育費では、学校管理費の備品購入費の内容について質問があり、平成27年度に、佐賀小学校での複式学級が予想されるため、おもてがホワイトボード、うらが黒板となったものを2台購入予定であるとの回答がありました。

それに対し、来年度使用予定の備品を、今回の補正予算で計上することは、単年度主義という原則がある中で、どう理由づけるのかとの質問があり、4月からの使用にあわせ、購入までの所定の手続きに要する期間を見極めた上での計上であるとの説明がありました。

また、この補正予算に関連をして、児童数減少に伴う複式学級化などについては、長期的な展望に立って取り組むべきではないかとの意見に対し、平生小学校も含めた小学校のあり方を教育委員会会議および総合教育会議で、本格的に協議していこうと考えているとの回答がありました。

次に、社会教育総務費の補助金で、文化財保護事業が中止になった経緯について質問があり、

どんでん押山については、少子高齢化により実施できなかったためである。また、神護寺毘沙門天像修復については、所有者の財政的な理由によるものであるとの説明がありました。

議案第3号については、下水道整備費の工事請負費の減額理由について質問があり、国庫補助金確定による減額であるとの回答がありました。

議案第4号については、汚泥減容化に関する補正がないことから、現状についての質問があり、データの効果が出ていないため、減額補正も発生していないとの回答がありました。

以上が、産業文教常任委員会での付託を受けました議案の審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） 次に、村中仁司総務厚生常任委員長。

総務厚生常任委員長（村中 仁司君） 総務厚生常任委員会の委員長報告を申し上げます。

平成26年12月11日の本会議におきまして、本委員会に付託を受けました議案第1号中歳入全般並びに歳出のうち平生町議会委員会条例第2条の規定に基づく所管事項、以下「所管事項」と言わせていただきます。議案第2号及び議案第5号につきまして、12月16日、委員会室において、町長以下、所管課職員の出席を得て慎重に審査いたしました。その結果と主だった審査経過を報告させていただきます。

まず、採決の結果から申し上げます。議案第1号中所管事項、議案第2号及び議案第5号については、全て全会一致で承認することにいたしました。

次に、それぞれの主だった審査経過を報告いたします。

まず、議案第1号中歳入全般では、多額の繰り入れにより目減りする財政基金の残高が、財政指数へ及ぼす影響などについて質問があり、将来負担比率において、影響が出る可能性がある。また、厳しい残高状況を鑑み、今後の補正予算において可能な限り積み立てるとともに、新年度予算においても基金からの繰り入れに依存しないように、予算査定を踏まえてしっかり対応していくとの回答がありました。

歳出では、まず徴税费、賦課徴収費の軽自動車課税プログラム変更の内容について質問があり、当該税制改正に対応するための改修を全て実施するための予算であるとの説明がありました。

また、児童福祉費、保育所運営費では、法人保育委託の一時預かり事業の実態に関して質問があり、ひらお保育園開園により受け入れ体制が飛躍的に強化された結果、預けるさまざまな理由がある中でも多くの対応が可能となり、当初予定を大幅に上回る状況となった趣旨の説明がありました。

衛生費の清掃費、佐合島ミニバキューム修繕に関し、島の現況について質問があり、住民登録上では18世帯・24人との報告がありました。

また、賛成討論として、議案自体には賛成をするものの、このたびの法人保育委託料補正の件を通じて、危機感を持って財政運営に当たること、この件に関する町長としての真摯な対応を求めることの2点についての言及がされました。

議案第2号、議案第5号については、質疑はありませんでした。

以上が、総務厚生常任委員会での付託を受けました議案についての審査結果と経過であります。本会議におかれましても、本委員会の決定どおり承認いただきますようお願い申し上げます、委員長報告を終わります。

議長（福田 洋明君） これより委員長の報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより採決に入りますが、分割して採決いたします。

まず、議案第1号平成26年度平生町一般会計補正予算の件を起立により採決いたします。議案第1号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号平成26年度平生町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算から議案第4号平成26年度平生町漁業集落環境整備事業特別会計補正予算までの件を一括により採決いたします。議案第2号から議案第4号までに対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第2号から議案第4号までの件は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平生町国民健康保険条例の一部を改正する条例の件を起立により採決いたします。議案第5号に対する委員長の報告は承認であります。委員長の報告のとおり決することに

賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

日程第7．意見書案第1号

議長（福田 洋明君） 日程第7、意見書案第1号「手話言語法」制定を求める意見書の件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。村中仁司議員。

議員（2番 村中 仁司君） それでは、意見書案第1号について、提案者を代表して提案理由を説明いたします。

手話とは、日本語を手や指、体などの動きや顔の表情を使って表現していると思われがちですが、本来は音声言語とは異なる単語や文法体系を持つ言語であります。手話は、それを使う聴覚障害者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、情報獲得及びコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、過去において、聾学校では手話は禁止され、社会においても長い間手話に対する差別や偏見があったことにより、手話が音声言語と対等な言語として社会的な認知を受けているとは言いがたい状態にあるといわれています。

平成18年12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されており、同条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、平成23年8月に改正された「障害者基本法」では、「全て障害者は、可能な限り、手話を含む言語、その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、この障害者基本法第22条では国及び地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけていることから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子供が手話を身につけ、手話で学ぶことができ、自由に手話を使うことができ、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

よって、以上のことを目的とした「手話言語法」を制定することを、国に対し、本意見書をもって強く要望するものであります。

議員の皆様方におかれましては、経過と趣旨を御理解の上、適切なる御判断を賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 賛成討論なしと認めます。これをもって、討論を終了いたします。

これより意見書案第1号「手話言語法」制定を求める意見書の件を起立により採決いたします。
本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、意見書案第1号の件は、原案のとおり可決されました。

日程第8 諮問第1号

議長（福田 洋明君） 日程第8、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。山田町長。

町長（山田 健一君） 議員の皆さん、おはようございます。

去る12月11日に御提案を申し上げました議案につきまして、本会議並びに各常任委員会で慎重に御審議を賜りましたことに、まずもって厚くお礼申し上げます。

そして、ただいまは、予算4件、条例1件につきまして、御議決を賜りまして、まことにありがとうございました。

年の瀬の慌ただしい中で執行されました、今月14日投開票の衆議院議員総選挙におきましては、与党が3分の2を上回る議席を確保するという結果となりました。今後の新政権に対しましては、「アベノミクス」の経済効果による地方の活性化、及び「まち・ひと・しごと創生法」の実効性と自治体向けの地方創生関連事業枠がしっかり確保されるよう期待するものであります。本町といたしましても、新政権の動向を注視し、その施策を生かしながら、参加と協働のまちづくりに取り組んでまいり所存であります。

今年も既に残りわずかとなってまいりました。新たな年を迎えるに当たり、残事業の執行管理を行いながら、新年度に向けての予算編成も本格的な作業に入ってくるところであります。持続可能な行財政基盤の確立を目指すとともに、財政基金残高には危機感をもって対応してまいりながら、引き続き行政の効率化を図り、住民生活の向上に鋭意取り組んでいきたいと考えておりま

すので、議員の皆様方におかれましても、どうぞよろしく御指導御協力のほどお願いを申し上げます。

さて、本日御提案申し上げますのは、人事案件1件でございます。

それでは、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、御説明申し上げます。

本町の人権擁護委員は、御承知のとおり、新開の中嶋一成さん、土手町西の五味洋子さん、そして伊保木の中丸和則さんの3名でございますが、このうち、平成21年度から御活躍をいただいております五味洋子さんの任期が平成27年3月31日をもって満了となります。

五味さんにおかれましては、平成21年4月に法務大臣からの委嘱を受けられて以来、人権相談や人権啓発活動にも積極的に取り組みをいただいているところであります。平成24年からは周南人権擁護委員協議会の子ども部会部会長としても御活躍をいただいております。これらの実績を考慮いたしまして、再度、五味さんを入権擁護委員に推薦をしたいと存じます。

五味さんの略歴は別紙として添付いたしておりますが、昭和20年11月15日生まれの69歳でございます。山口大学教育学部を御卒業後は教職の道に進まれまして、次世代を担う青少年の教育に積極的に取り組んでこられました。平成18年3月に佐賀小学校校長を最後に退職されてからは、岩国市教育委員会青少年課教育相談員や本町のくらしの相談員として、教育者としての豊富な経験と知識を生かして取り組んでいただいたところであります。平成24年からは社会教育委員としても御活躍をいただいております。

人権擁護委員は、国民の基本的な人権の擁護と全ての権利や自由な人権思想の普及、高揚に努める使命が課せられているわけでございます。五味さんにつきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じておられますので適任と考えて、人権擁護委員法第6条第3項の規定によりまして、町議会の御意見をお聞きいたすものであります。

以上で、諮問第1号につきましての説明を終わらせていただきますが、説明不足の点につきましては皆様方の御質問によりまして、私並びに説明出席者よりお答えを申し上げたいと存じますのでよろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

議長（福田 洋明君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これより提出議案に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 質疑なしと認めます。これをもって、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。本案については討論を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。よって、本案については討論を省略することに

決しました。

これより採決に入ります。諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を起立により採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（福田 洋明君） 起立全員であります。よって、諮問第1号は原案のとおり可決されました。

・ ・

日程第9 ． 常任委員会の閉会中の所管事務等の調査

議長（福田 洋明君） 日程第9、常任委員会の閉会中の所管事務等の調査の件を議題といたします。

会議規則第67条第1項の規定により、総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長からお手元に配布の文書のとおり閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。総務厚生常任委員長及び産業文教常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（福田 洋明君） 御異議なしと認めます。したがって、申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決しました。

・ ・

議長（福田 洋明君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、平成26年第6回平生町議会定例会を閉会いたします。

午前10時27分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 福 田 洋 明

署名議員 中 川 裕 之

署名議員 河 藤 泰 明